

塩尻市地域防災計画

資 料 編

令和3年度修正

一部抜粋版

塩尻市防災会議

令和3年度 塩尻市地域防災計画資料編 修正一覧

章	節	項目	主な修正・追加項目
資料編			
	資料1	気象統計	情報の更新
	資料2	過去に発生した主な災害	情報の更新
	資料3	観測所等一覧表	河川カメラ(県で設置)を追加
	資料4	市内防災関係機関	施設の追加
	資料11	塩尻市防災会議委員・専門委員名簿	第10号委員の一部修正
	資料14	スピーカー付庁用車両	組織再編に伴う変更
	資料15	同報系防災行政無線設置場所一覧表	「檜川地区以外」、「檜川地区」の記載を削除
	資料16	移動系防災行政無線呼出番号一覧表	組織再編に伴い、備考欄を追記
	資料17	塩尻市災害時応援協定等一覧表	情報の更新
	資料31	災害時における応急生活物資の調達に関する協定(松本ハイランド農業協同組合)	組織再編に伴う記載事項の修正
	資料37	災害時の歯科医療救護に関する協定(塩筑歯科医師会)	塩筑歯科医師会及び塩筑木曽歯科技工士会との協定内容を追加
	資料39	災害時の公共施設緊急点検等の協力に関する協定(公益社団法人 長野県建築士会松筑支部)	再協定に伴い、内容を修正
	前年度資料55	災害発生時における物資提供等に関する協定(NTTタウンページ株式会社)	協定解約に伴う削除
	資料71	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定(建設業協会非加入業者)(株式会社 景観創造)	新規追加
	資料77	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書(社会福祉法人 協立福祉会)	新規追加
	資料78	塩尻市の地域防災力向上等に関する協定(損保保険ジャパン(株)長野支店)	新規追加
	資料79	災害時における協力体制に関する協定書(株クア・アンド・ホテル信州健康ランド)	新規追加
	資料80	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定(建設業協会非加入業者)(株式会社 カネトモ)	新規追加
	資料81	災害時における相互協力に関する協定書(東日本電信電話株式会社)	新規追加
	資料82	災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定書(しおじりコミュニティ放送株式会社)	新規追加
	資料83	(2)災害拠点病院(県防災計画松本医療圏・木曽医療圏抜粋)	情報の更新
		(3)病院及び診療所	情報の更新
	資料88	指定避難所・指定緊急避難場所一覧	情報の更新

令和3年度 塩尻市地域防災計画資料編 修正一覧

章	節	項目	主な修正・追加項目
資料編			
-	資料89	(2)施設併設型防災備蓄倉庫	新規追加
	資料90	主要備蓄品一覧	情報の更新
	資料91	緊急給水機材等	情報の更新
	資料96	危険箇所等総括表	情報の更新、記載事項の追加
	資料 105	(1)土石流危険渓流数	記載事項の修正

◎防災面から見た塩尻市の概要

資料1 気象統計

気象概要

年	年間 平均 気温	年間 降水量	最高気温		最低気温	
			観測値	月日	観測値	月日
	℃	mm	℃		℃	
15	10.9	1,375.5	34.2	8月4日	-14.7	1月16日
16	11.9	1,621.0	34.5	7月9日	-12.9	1月16日
17	11.0	666.0	33.5	6月25日	-14.4	1月16日
18	11.1	1,502.5	34.3	8月20日	-13.3	2月04日
19	11.4	954.0	35.9	8月16日	-11.4	1月09日
20	11.1	1,276.5	34.2	7月26日	-15.4	1月26日
21	11.3	1,297.0	33.8	8月05日	-12.1	1月14日
22	11.7	1,333.5	35.2	7月23日	-12.2	1月17日
23	11.0	1,227.5	34.9	7月16日	-13.4	1月31日
24	11.5	905.0	34.6	7月31日	-13.6	2月3日
25	11.9	1,088.0	36.0	7月11日	-13.4	2月17日
26	11.4	1,178.5	35.4	7月26日	-11.1	1月14日
27(1~10月)	13.4	959.0	35.7	8月1日	-11.8	2月2日
28	12.7	1,357.0	34.7	7月7日	-11.8	1月26日
29	11.6	997.5	34.0	7月20日	-10.9	1月25日
30	12.7	1,199.0	36.6	8月5日	-11.9	1月27日
31・01	12.4	1,069.0	35.8	8月6日	-9.6	1月27日
02	12.6	1,235.5	36.6	8月15日	-10.5	2月7日
03	12.6	1,389.5	35.0	7月21日	-8.7	1月21日
平均値	11.8	1,191.1				

資料：塩尻市気象観測装置

令和3年 月別気温・降水量

月 別	気 温 (℃)					降水量 (mm)
	平 均	最高平均	最低平均			
			月内最高値	月内最低値		
1	0.6	4.7	12.0	-3.0	-8.7	41.5
2	2.9	8.5	18.4	-2.3	-8.2	29.5
3	7.2	13.7	24.4	1.3	-3.2	87.5
4	10.4	17.1	24.3	3.9	-2.5	81.0
5	16.3	21.8	36.5	11.2	2.0	152.5
6	20.2	26.2	31.0	15.5	9.7	146.0
7	24.2	29.8	35.0	20.4	18.2	180.0
8	24.4	29.3	34.7	20.9	17.8	365.5
9	20.0	24.8	29.2	16.5	13.4	129.0
10	14.4	20.2	28.5	9.8	1.3	59.5
11	7.8	13.5	18.2	3.1	-4.7	36.0
12	2.8	7.4	13.1	-1.8	-7.2	81.5

資料：塩尻市気象観測装置

資料2 過去に発生した主な災害（続き）

H30. 6. 28	大雨	塩尻市全域	死傷者 なし 公共土木施設 7 30,000千円 林業施設 林道5路線 5,800千円 被害総額 35,800千円	降雨量(最大) 楡川中学校 116.5mm (6/27 02:06 ~6/30 17:22) 土砂災害警戒情報(楡川) (6/28 4:53~9:30)	
H30. 7. 5 ~7. 7	大雨	塩尻市全域	死傷者 なし 住家被害 あり 住家床下浸水 1棟 公共土木施設 16 28,000千円 林業施設 林道6路線 3,000千円 被害総額 31,000千円	降雨量(最大) 楡川中学校 275.5mm (7/4 7:22~7/6 21:27) 土砂災害警戒情報(楡川) (7/6 0:45~7/7 9:00)	・楡川地区の一部(奈良井区)に避難準備・高齢者等避難開始を発令 ・奈良井公民館へ避難所開設(最大13名避難)
R01. 10. 12 ~10. 13	台風19号	塩尻市全域	死傷者 なし 公共土木施設 39箇所 12,600千円 林業施設 林道11路線 5,025千円 農業施設 8箇所 2,400千円 被害総額 20,025千円	降雨量(最大) 上小曾部 242.0mm (10/11 18:00 ~10/13 0:00) 土砂災害警戒情報(楡川) (10/12 17:55 ~10/13 7:51) 大雨特別警報(楡川) (10/12 20:45 ~10/13 0:57)	・本市(楡川)に大雨特別警報が初めて発令された ・災害救助法適用
R02. 6. 30 ~7. 14	大雨 (令和2年7月豪雨)	塩尻市全域	死傷者 なし 公共土木施設 28箇所 16,700千円 林業施設 林道20路線 6,000千円 農業施設 9箇所 1,900千円 公園施設 1,200千円 被害総額 25,800千円	降雨量(最大) 楡川中学校 557.0mm (7/3 15:09 ~7/18 22:06) 土砂災害警戒情報(楡川) (7/6 12:30 ~7/9 19:25)	・楡川地区(贄川区・木曾平沢区・奈良井区)及び上小曾部に避難準備・高齢者等避難開始を発令 ・市内避難所へ最大21名避難
R03. 8. 13 ~8. 19	大雨 (令和3年8月豪雨)	塩尻市全域	死傷者 なし 床下浸水 27件 公共土木施設 182箇所 483,000千円 林業施設 64箇所 54,910千円 農業施設 116箇所 212,850千円 通信施設 2箇所 1,562千円 消防施設 2箇所 3,827千円 学校施設 1箇所 1,133千円 観光施設 2箇所 8,234千円 霊園施設 1箇所 1,300千円 被害総額 766,816千円	降雨量(最大) 上小曾部浄水場 442.0mm (8/13 0:00~8/19 24:00) 土砂災害警戒情報(楡川) (8/14 8:20 ~8/16 9:30) 土砂災害警戒情報(塩尻) (8/14 13:50 ~8/15 21:50)	・市内全域に高齢者等避難を発令 ・楡川地区及び洗馬地区上小曾部に避難指示を発令 ・市内避難所へ最大32名避難

◎災害直前対策関係

資料3 観測所等一覧表

(1) 雨量観測所

所属	観測所名	位置	備考
気象台	松本	松本市沢村 (松本特別地域気象観測所)	有線ロボット気象計
国土交通省 (千曲川)	贄川	塩尻市大字贄川	自記テレメーター
県	琵琶橋	塩尻市洗馬下平	自記テレメーター
県	奈良井ダム	塩尻市大字奈良井字表塩水	雨量テレメーター
県	萱ヶ平	塩尻市大字奈良井国有林 38 は林小班	〃 (11/1~5/5 閉鎖)
県	贄川	塩尻市大字贄川字折戸 1215-2	テレメーター (砂)
県	農業試験場	塩尻市大字宗賀 1066-1 長野県野菜花き試験場	自記
県	畜産試験場	塩尻市大字片丘 10931-1 長野県畜産試験場	自記
市	塩尻消防署	塩尻市広丘高出 1486-802	テレメーター
市	洗馬支所	塩尻市大字洗馬 2550-2	テレメーター
市	北小野支所	塩尻市大字北小野 48	テレメーター
市	片丘支所	塩尻市片丘 4758-7	テレメーター
市	塩尻東支所	塩尻市塩尻町 648-1	テレメーター
市	広丘支所	塩尻市広丘野村 2036-1	テレメーター
市	宗賀支所	塩尻市宗賀 2658-1	テレメーター
市	木曾くらしの工芸館	塩尻市木曾平沢 2272-1	テレメーター
市	檜川中学校	塩尻市奈良井 1037 番地 3	テレメーター
市	上小曾部浄水場	塩尻市洗馬 4077 番地 124	テレメーター
市	勝弦	塩尻市北小野 1589 番地 1	テレメーター
J R 東海	奈良井駅	塩尻市大字奈良井駅構内	

(2) 水位観測所

所属	観測所名	河川名	位置	備考
松本建設事務所	琵琶橋	奈良井川	塩尻市大字洗馬下平	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	長瀬	奈良井川	塩尻市大字洗馬	自記テレメーター
奈良井川改良事務所	奈良井川ダム	奈良井川	塩尻市大字奈良井字表塩水	テレメーター

松本建設事務所	中条橋	矢沢川	塩尻市大字中西条・下西条	テレメーター (危機管理型)
松本建設事務所	水神橋	田川	塩尻市大字広丘吉田	テレメーター (危機管理型)
松本建設事務所	小曾部大橋	小曾部川	塩尻市大字洗馬	テレメーター (危機管理型)

(3) 河川監視カメラ設置場所

所属	観測所名	河川名	位置	備考
松本建設事務所	下花見橋	小曾部川	塩尻市大字洗馬	
松本建設事務所	太田橋	奈良井川	塩尻市大字洗馬	
松本建設事務所	今村橋	奈良井川	松本市大字笹賀	市が要望
松本建設事務所	田川橋	田川	松本市大字村井	市が要望
塩尻市	奈良井川	奈良井川	塩尻市大字奈良井	
塩尻市	小曾部川	小曾部川	塩尻市大字洗馬	

(4) 積雪観測所

所属	観測所名	位置	備考
市	宗賀支所	塩尻市宗賀 2658-1	レーザー式積雪計

◎災害情報の収集・連絡関係

資料4 市内防災関係機関

(1) 市及びその他現地機関等

名 称	所 在 地	電話番号
塩 尻 市 役 所	大門七番町 3-3	52-0280(代)
塩 尻 市 保 健 福 祉 セ ン タ ー	大門六番町 4-6	52-0280(代)
市 民 交 流 セ ン タ ー	大門一番町 12-2	52-0280(代)
塩 尻 総 合 文 化 セ ン タ ー	大門七番町 4-3	54-1253
塩 尻 東 支 所	大字塩尻町 648-1	52-4748
片 丘 支 所	大字片丘 4758-7	52-0125
広 丘 支 所	大字広丘野村 2069-1	52-0157
吉 田 支 所	大字広丘吉田 2901-3	86-8611
洗 馬 支 所	大字洗馬 2550-2	52-0053
宗 賀 支 所	大字宗賀 2658-1	52-0251
北 小 野 支 所	大字北小野 48	52-0552
檜 川 支 所	大字木曾平沢 1451-138	(0264) 34-2001
大 門 地 区 セ ン タ ー	大門六番町 3-10	52-9194
高 出 地 区 セ ン タ ー	大字広丘高出 1819-1	53-8721
塩 尻 情 報 プ ラ ザ	大門八番町 1-27	51-1000
衛 生 セ ン タ ー	大字広丘郷原 7-1	52-0986
床 尾 浄 水 場	大字宗賀 1683-2	52-2037
芦 ノ 田 浄 水 場	大字洗馬 2858-2	53-0997
上 西 条 浄 水 場	大字上西条 853-3	52-7849
本 山 浄 水 場	大字宗賀 5225-1	52-3330
塩 尻 市 文 化 会 館	大門七番町 4-8	53-5503
大 門 保 育 園	大門四番町 7-13	54-0485
み ず ほ 保 育 園	大字長畝 260	54-0103
塩 尻 東 保 育 園	大字峰原 173-1	52-7820
片 丘 保 育 園	大字片丘 4933	54-0486
広 丘 西 保 育 園	大字広丘原新田 279-5	85-5430
広 丘 南 保 育 園	大字広丘郷原 1245-1	54-0482
高 出 保 育 園	大字広丘高出 1949-1	52-7819
日 の 出 保 育 園	大字広丘高出 2073-5	52-7489
広 丘 野 村 保 育 園	大字広丘野村 1788-80	52-7818
吉 田 ひ ま わ り 保 育 園	大字広丘吉田 1150-6	58-0607
吉 田 原 保 育 園	大字広丘吉田 3037	58-0608
妙 義 保 育 園	大字洗馬 2535-1	52-7821
宗 賀 中 央 保 育 園	大字宗賀 2411-1	53-3380

北 小 野 保 育 園	大字北小野 2894-1	(0266) 46-3602
-------------	--------------	----------------

名 称	所 在 地	電話番号
檜 川 保 育 園	大字木曾平沢 1490	(0264) 34-2320
子 育 て 支 援 セ ン タ ー	大門一番町 12-2	53-3382
北 部 子 育 て 支 援 セ ン タ ー	大字広丘野村 2069-1	54-7701
塩 尻 児 童 館	大字広丘高出 2073-5	54-7810
広 丘 児 童 館	大字広丘原新田 279-5	85-6210
吉 田 児 童 館	大字広丘吉田 1568-3	86-2942
吉 田 児 童 館 分 館	大字広丘吉田 3037	85-7811
塩 尻 東 児 童 館	大字堀ノ内 293-1	53-5083
宗 賀 児 童 館	大字宗賀 2643-2	52-7817
大 門 児 童 館	大門五番町 4-21	53-2322
洗 馬 児 童 館	大字洗馬 2713-1	52-8088
片 丘 児 童 館	大字片丘 5071	53-5486
ふ れ あ い セ ン タ ー 広 丘	大字広丘堅石 2150-1	51-5070
ふ れ あ い セ ン タ ー 洗 馬	大字洗馬 2713-1	51-5337
ふ れ あ い セ ン タ ー 東 部	大字峰原 173-1	87-2931
北 小 野 老 人 福 祉 セ ン タ ー	大字北小野 48	54-3114
齋 場	大字塩尻町 1212	52-4842
東 山 霊 園	大字旧塩尻 1408-1	56-2341
平 出 博 物 館	大字宗賀 1011-3	52-1022
自 然 博 物 館	大字塩尻町 1090	53-6342
短 歌 館	大字広丘原新田 288-1	53-7171
古 田 晁 記 念 館	大字北小野 3035-3	(0266) 46-2922
図 書 館	大門一番町 12-2	53-3365
塩 尻 市 営 野 球 場	大字広丘高出 1818-3	54-0100
塩 尻 市 立 体 育 館	大門六番町 5-27	53-1001
塩 尻 市 営 総 合 運 動 場	大字宗賀 73-236	54-0993
塩 尻 市 小 坂 田 公 園	大字塩尻町 1229-5	52-2346
塩 尻 市 中 央 ス ポ ー ツ 公 園	大字広丘高出 1486-194	52-6662
塩 尻 ト レ ー ニ ン グ プ ラ ザ	大門一番町 1-1	54-3939
ク リ ー ン セ ン タ ー	大字柿沢 303	56-2221
浄 化 セ ン タ ー	大字広丘吉田 408-1	58-0033
檜 川 運 動 場	大字贅川 2096	(0264) 34-2767
檜 川 屋 内 運 動 場	大字木曾平沢 1451-138	(0264) 34-2225
檜 川 体 育 館	大字奈良井 1064	(0264) 34-3723
広 丘 体 育 館	大字広丘原新田 291-1	54-0993
塩 尻 市 総 合 体 育 館	大字広丘郷原	52-3800

(2) 学校

名 称	所 在 地	電話番号
塩尻市立塩尻東小学校	大字塩尻町 427	52-0315
塩尻市立塩尻西小学校	大門五番町 4-55	52-0147
塩尻市立桔梗小学校	大字広丘高出 1486-193	52-3977
塩尻市立広丘小学校	大字広丘原新田 116	52-0742
塩尻市立吉田小学校	大字広丘吉田 1097-2	58-0753
塩尻市立片丘小学校	大字片丘 5366	52-1606
塩尻市立洗馬小学校	大字洗馬 2545	52-0072
塩尻市立宗賀小学校	大字宗賀 2646	52-1002
塩尻市立木曾檜川小学校	木曾平沢 1451-138	(0264) 34-2004
塩尻市立塩尻中学校	大字大小屋 61	52-7852
塩尻市立丘中学校	大字広丘野村 1302	52-8973
塩尻市立広陵中学校	大字広丘堅石 457-1	53-3537
塩尻市立塩尻西部中学校	大字宗賀 1461-2	54-2489
塩尻市立檜川中学校	大字奈良井 1037-3	(0264) 34-2242
辰野町塩尻市小学校組合立 両小野小学校	上伊那郡辰野町小野 1164	(0266) 46-2024
塩尻市辰野町中学校組合立 両小野中学校	大字北小野 13389	(0266) 46-2957
長野県塩尻志学館高等学校	大字広丘高出 4-4	52-0015
長野県田川高等学校	大字広丘吉田 2645	86-3000
東京都立大学塩尻高等学校	大字広丘高出 2081	88-0104
松本歯科大学	大字広丘郷原 1780	52-3100

(3) 塩尻市社会福祉協議会等

名 称	所 在 地	電話番号
地 域 福 祉 推 進 セ ン タ ー	大門六番町 4-6	52-2795
総 務 課	大字広丘堅石 2151-2	53-7564
ホームヘルパーステーション社協ふれあい	大字広丘堅石 2151-2	53-053
老人福祉センターのむら	大字広丘野村 1788-364	54-2947
障害者福祉センターすみれの丘	大字広丘野村 1788-86	54-3114
そ よ 風 の 家	大字広丘野村 1788-433	54-9510
み ど り が 丘	大字広丘堅石 2145-388	31-0960
す が の の 郷	大字宗賀 1298-514	54-5350
田 川 の 郷	大字広丘吉田 2219-1	85-5300
み ど り の 郷	大字広丘郷原 1683-1	53-5811
つ く し の 郷	大字広丘堅石 2145-2	54-0294
松塩筑木曾老人福祉施設組合桔梗荘	大字広丘郷原 1683-1	53-5000

(4) 消防機関

名 称	所 在 地	電話番号
松 本 広 域 消 防 局		
塩 尻 消 防 署	大字広丘高出 1486-802	54-0119
広 丘 消 防 署	大字広丘原新田 575-9	54-3010
木 曾 広 域 消 防 本 部		
木 曾 消 防 署 北 分 署	木祖村藪原 873-1	(0264) 36-3119

(5) 県・県警察本部の現地機関

名 称	所 在 地	電話番号
畜 産 試 験 場	大字片丘 10931-1	52-1188
林 業 総 合 セ ン タ ー	大字片丘 5739	52-0600
野 菜 花 き 試 験 場	大字宗賀 1066-1	52-1148
総 合 教 育 セ ン タ ー	大字片丘南唐沢 6342-4	53-8800
松 本 空 港 管 理 事 務 所	松本市空港東 8909	58-2517
企 業 局 松 塩 水 道 用 水 管 理 事 務 所	大字宗賀本山 5225-1	52-3330
中 南 信 運 転 免 許 セ ン タ ー	大字宗賀桔梗ヶ原 73-116	53-6611
塩 尻 警 察 署	大字宗賀 73-305	54-0110
塩 尻 駅 前 交 番	大門八番町 13-5	52-2941
広 丘 交 番	大字広丘野村 2050-17	52-3413
洗 馬 警 察 官 駐 在 所	大字洗馬 3052-1	54-2067
北 小 野 警 察 官 駐 在 所	大字北小野 2566-3	(0266) 46-2277
檜 川 警 察 官 駐 在 所	大字木曾平沢 2228-1	(0264) 34-3005

(6) 国の現地機関

名 称	所 在 地	電話番号
東 京 航 空 局 松 本 空 港 出 張 所	松本市大字空港東 8928	50-3111

(7) その他の公共機関

名 称	所 在 地	電話番号
中部電力 P G (株) 松本営業所	松本市埋橋 1-5-3	34-3750
中部電力 P G (株) 塩尻電力センター	大門五番町 16-3	52-2330
東京電力 P G (株) 塩尻送電所	大字広丘郷原 1053	53-1614
松本ハイランド農業協同組合		
塩 尻 支 所	大門六番町 3-56	53-4783
広 丘 支 所	大字広丘原新田 215-12	52-1218
洗馬農業協同組合	大字洗馬 2720-3	52-0108
木曾農業協同組合 檜川支所	木曾平沢 2221-1	(0264) 34-2155
塩尻商工会議所	大門六番町 12-2	52-0258
塩 尻 駅	大門八番町	
広 丘 駅	大字広丘野村	
洗 馬 駅	大字宗賀	
日 出 塩 駅	大字宗賀日出塩	
み どり 湖 駅	大字上西条道畑	
贄 川 駅	大字贄川	
木 曾 平 沢 駅	大字木曾平沢	
奈 良 井 駅	大字奈良井	
(隣接) {	村 井 駅	(松本市芳川村井南町)
	小 野 駅	(辰野町小野上町)
	藪 原 駅	(木祖村)
塩 尻 郵 便 局	大門六番町 3-1	郵便課 52-1049
塩 尻 大 門 南 郵 便 局	大門一番町 2-6	53-1421
塩 尻 仲 町 郵 便 局	大字塩尻町 37-20	53-1422
洗 馬 郵 便 局	大字洗馬 1917-1	53-1424
本 洗 馬 郵 便 局	大字洗馬 2564-1	53-1423
広 丘 郵 便 局	大字広丘原新田 177	53-1420
北 小 野 郵 便 局	大字北小野大出 297-1	(0266) 46-2104
高 出 簡 易 郵 便 局	大字広丘高出 1847-3	53-1365
北 熊 井 郵 便 局	大字片丘 7871-4	52-0150
郷 原 簡 易 郵 便 局	大字広丘郷原 863	52-2429
吉 田 簡 易 郵 便 局	大字広丘吉田 1425-3	58-6029
桔 梗ヶ 原 簡 易 郵 便 局	大字広丘高出 1496-65	53-1314
大 門 簡 易 郵 便 局	大字大門 1079	52-3404
贄 川 郵 便 局	大字贄川 1591	(0264) 34-2042
平 沢 郵 便 局	大字木曾平沢 1702-3	(0264) 34-2049
奈 良 井 郵 便 局	大字奈良井 399-2	(0264) 34-3049

資料 11 塩尻市防災会議委員・専門委員名簿

塩尻市防災会議委員名簿

	機関及び役職名
会長	塩尻市長
第 1 号委員	長野国道事務所副所長
	飯田国道事務所木曾維持出張所長
	陸上自衛隊第 1 3 普通科連隊本部管理中隊長
第 2 号委員	松本地域振興局長
	松本建設事務所長
	松本保健福祉事務所長
	長野県企業局松塩水道用水管理事務所長
	松本空港管理事務所長
第 3 号委員	長野県塩尻警察署長
第 4 号委員	塩尻市副市長
第 5 号委員	塩尻市教育長
第 6 号委員	塩尻市消防団長
第 7 号委員	松本広域連合消防長
第 8 号委員	東日本旅客鉄道(株)塩尻駅長
	東日本電信電話(株)長野支店災害対策室長
	中部電力パワーグリッド(株)松本営業所長
第 10 号委員	塩筑医師会長
	塩筑歯科医師会
	木曾広域消防本部消防長
	塩尻商工会議所会頭
	塩尻市建設業協会 会長
	塩尻市水道事業協同組合 理事長
	洗馬農業協同組合代表理事組合長
	松本ハイランド農業協同組合塩尻支所担当理事
	塩尻市区長会 理事
	公益社団法人 長野県看護協会
	一般社団法人 松本薬剤師会
	塩尻市赤十字奉仕団
	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会
	塩尻市ボランティア連絡協議会
	塩尻市友愛クラブ連合会
	塩尻市聴覚障害者協会

資料 14 スピーカー付庁用車輛

車輛No.	車名	登録番号	配属	カギ保管場所
600	トヨタ フィールダー	松本 800 す 2431	危機管理課	危機管理課
633	スバル フォレスター	松本 800 す 3980	危機管理課	危機管理課
319	ダイハツ アトレー	松本 580 く 4540	公共施設 マネジメント課	公共施設 マネジメント課
511	ダイハツ アトレー	松本 580 く 4539	公共施設 マネジメント課	公共施設 マネジメント課
215	スズキ エブリィ	松本 480 う 7987	都市計画課	都市計画課
611	スバル フォレスター	松本 800 す 2809	農 林 課	農 林 課
589	トヨタ ラブフォー	松本 800 す 1576	建設課	建設課
128	ニッサン ノート	松本 500 み 286	福祉課	福祉課
5	ダイハツ ハイゼット	松本 480 け 3381	水道事業部	水道事業部
8	マツダ ボンゴトラック	松本 400 す 1634	水道事業部	水道事業部
12	ニッサン エクストレイル	松本 800 す 4240	水道事業部	水道事業部
14	スバル フォレスター	松本 800 す 2486	水道事業部	水道事業部
15	ニッサン エーディー	松本 800 さ 8955	水道事業部	水道事業部
16	スズキ エブリィバン	松本 480 え 8037	水道事業部	水道事業部
24	ダイハツ ハイゼット	松本 480 き 589	水道事業部	水道事業部
18	日野 デュトロ給水車	松本 800 す 3531	水道事業部	水道事業部
19	イスズ エルフ給水車	松本 800 さ 6609	水道事業部	水道事業部

※ 公用車駐車場南側倉庫には、スピーカセット（マグネットタイプ。アンプは助手席等に置く方式）10台を保管している。

資料 15 同報系防災行政無線設置場所一覧表

NO	地 区	子 局 名	住 所	アンサー バック	中継局
1	大門地区	市役所	大門七番町 3-3		
2	大門地区	塩尻西小学校	大門五番町 2072-2	○	
3	大門地区	塩尻情報プラザ	大門八番町 514-5		
4	大門地区	大門三番町公園	大門三番町 344-1		
5	大門地区	桔梗公園	大門桔梗町 113-1		
6	大門地区	大門七区ふれあい公園	大字大門 526-39		
7	大門地区	ドレミ遊園地（大門七区）	大門桔梗ヶ原 76-5		
8	大門地区	原中央公園	大門幸町 600		
9	大門地区	大門北公園	大字大門 2-1		
10	大門地区	田川町公民館	大門田川町 150-8		
11	大門地区	塩尻中学校	大小屋 102-2	○	
12	塩尻東地区	塩尻東小学校	塩尻町 419-2	○	
13	塩尻東地区	塩尻東支所	塩尻町 648-1	○	
14	塩尻東地区	塩尻 5 部詰所	棧敷 399-7		
15	塩尻東地区	上西条公民館	上西条 661-4		
16	塩尻東地区	松原区公園	上西条 127-2		
17	塩尻東地区	塩尻 2 部詰所	中西条 218-2		
18	塩尻東地区	みずほ保育園	長畝 260-1		
19	塩尻東地区	町区公民館	塩尻町 447		
20	塩尻東地区	金井公民館	金井 58		
21	塩尻東地区	小坂田公園	塩尻町 1141		
22	塩尻東地区	柿沢公民館	柿沢 529		
23	塩尻東地区	みどり湖駅広場	峰原 173-4		
24	塩尻東地区	みどり湖国地公園	みどり湖 209-38		
25	塩尻東地区	東山グラウンド	旧塩尻 1638		
26	塩尻東地区	上柿沢集会所	柿沢 892-3		
27	高出地区	桔梗小学校	広丘高出 1486-193	○	
28	高出地区	高校北通線緑地	広丘高出 2102-2		
29	高出地区	広丘 5 部詰所	広丘高出 384-3		
30	高出地区	高出和手集会所	広丘高出 873-4		
31	高出地区	高出地区センター	広丘高出 1819-1	○	
32	高出地区	高出四区緑地	広丘高出 2210-27		

NO	地 区	子 局 名	住 所	アンサー バック	中継局
33	高出地区	高出五区緑地	広丘堅石 2145-314		
34	高出地区	高出二区緑地	広丘高出 1967-21		
35	高出地区	高出下村運動場	広丘高出 1918		
36	高出地区	高出ふれあい広場	広丘高出 1488-1		
37	片丘地区	片丘支所	片丘 4758-7	○	
38	片丘地区	南熊井中挟	片丘 10291-2		
39	片丘地区	南中集落センター	片丘 10345-10		
40	片丘地区	旧片丘南部保育園	片丘 10443		
41	片丘地区	立小路	片丘 7924-3		
42	片丘地区	大沢ノ堤北	片丘 8908-3		
43	片丘地区	北村集会所西	片丘 5213-5		
44	片丘地区	千本原集会所北	片丘 7300-24		
45	片丘地区	内田原調整池	片丘 5010-117		
46	片丘地区	北熊井公民館	片丘 8783-1		
47	片丘地区	中原集会所西	片丘 5761-2	○	○
48	片丘地区	片丘保育園	片丘 4935-2		
49	片丘地区	南内田公民館東	片丘 6710-2		
50	片丘地区	宮北集会所	片丘 6470-4		
51	片丘地区	県教育センター北	片丘 7201-6		
52	片丘地区	今泉	片丘 9828-43		
53	広丘地区	広丘小学校	広丘原新田 122	○	
54	広丘地区	八幡水園公園	広丘野村 2053-1		
55	広丘地区	丘中学校	広丘野村 1788	○	
56	広丘地区	角前グリーン	広丘野村 1850-2		
57	広丘地区	堅石原東緑地	広丘堅石 1498-12		
58	広丘地区	広丘支所	広丘野村 2069-1	○	
59	広丘地区	原新田公民館	広丘原新田 224-1		
60	広丘地区	野村第二公民館	広丘野村 836-2		
61	広丘地区	堅石公民館	広丘堅石 1269-3		
62	広丘地区	金塚公園	広丘野村 899-1		
63	広丘地区	野村わんぱく広場	広丘野村 1788-404		
64	広丘地区	齒科大南	広丘郷原 1765-262		
65	広丘地区	郷原南緑地	広丘郷原 1763-194		

NO	地 区	子 局 名	住 所	アンサー バック	中継局
66	広丘地区	堅石東公園	広丘堅石 157-5		
67	広丘地区	広陵中学校	広丘堅石 457-4	○	
68	広丘地区	堅石北緑地	広丘堅石 59-9		
69	広丘地区	旧広丘 1 部詰所	広丘郷原 627-5		
70	広丘地区	桔梗荘	広丘郷原 1682-2		
71	広丘地区	サラダ公園	宗賀 1299-264		
72	吉田地区	市営吉田団地	広丘吉田 1245-2		
73	吉田地区	吉田支所	広丘吉田 2901-3	○	
74	吉田地区	吉田小学校	広丘吉田 1097-2	○	
75	吉田地区	下吉田集会所	広丘吉田 257-2		
76	吉田地区	吉田北	広丘吉田 360-16		
77	吉田地区	田川の郷	広丘吉田 2219-1		
78	吉田地区	吉田原元気っ子公園	広丘吉田 3045		
79	吉田地区	道西集会所	広丘吉田 749-23		
80	吉田地区	若宮公園	広丘吉田 10-5		
81	吉田地区	八幡原児童公園	広丘吉田 560-1		
82	洗馬地区	洗馬支所	洗馬 2550-2	○	
83	洗馬地区	芦ノ田団地	洗馬 2680-98		
84	洗馬地区	岩垂教員住宅	洗馬 6245-13		
85	洗馬地区	岩垂公民館	洗馬 5709		
86	洗馬地区	歴史の里資料館	洗馬 2323-4		
87	洗馬地区	上組生産振興センター	洗馬 753		
88	洗馬地区	柏茂会館	洗馬 4007-1		
89	洗馬地区	下小曾部集落センター	洗馬 5128-2		
90	洗馬地区	上小曾部転作センター	洗馬 3857-1	○	
91	洗馬地区	旧小曾部保育園	洗馬 3704-1	○	○
92	洗馬地区	太田公民館北	洗馬 361-8		
93	洗馬地区	原口集会所	洗馬 7099-9		
94	洗馬地区	梨の木北	洗馬 600-156		
95	洗馬地区	新田集会所	洗馬 5639-1		
96	洗馬地区	芦ノ田浄水場	洗馬 2858-2		
97	洗馬地区	上組詰所	洗馬 1880-17		
98	洗馬地区	下平	宗賀 3116-3		

NO	地 区	子 局 名	住 所	アンサー バック	中継局
99	洗馬地区	小曾部大橋	洗馬 4981-2		
100	洗馬地区	上小曾部大沢口	洗馬 4108-12		
101	洗馬地区	上小曾部観音澤	洗馬 4336-3		
102	洗馬地区	上小曾部高畑	洗馬 4358-3		
103	洗馬地区	上小曾部白石	洗馬 4128-6		
104	宗賀地区	宗賀支所	宗賀 2658-1	○	
105	宗賀地区	桔梗ヶ原公民館	宗賀 71-591		
106	宗賀地区	塩尻西部中学校	宗賀 1461-2	○	
107	宗賀地区	塩尻西部中学校西	宗賀 1461-2		○
108	宗賀地区	昭電グラウンド南	宗賀 879-28		
109	宗賀地区	旧宗賀北部保育園	宗賀 794-3		
110	宗賀地区	すがのの郷	宗賀 1298-514		
111	宗賀地区	大堤公園	宗賀 2029		
112	宗賀地区	洗馬公民館	宗賀 2746-3		
113	宗賀地区	牧野公民館	宗賀 3847-1		
114	宗賀地区	本山北	宗賀 5162-5 先	○	
115	宗賀地区	本山公民館	宗賀 4992		
116	宗賀地区	牧野団地公園	宗賀 5275-1		
117	宗賀地区	日出塩公民館	宗賀 6143-1		
118	宗賀地区	平出博物館駐車場	宗賀 1663-2		
119	北小野地区	両小野中学校	北小野 2883-4	○	
120	北小野地区	古町公民館	北小野 2671-1		
121	北小野地区	北小野支所	北小野 48	○	
122	北小野地区	上田公民館	北小野 779-1		
123	北小野地区	勝弦南	北小野 1397-1		
124	北小野地区	勝弦小グラウンド	北小野 4508-2	○	○
125	北小野地区	塩嶺別荘地 しらかば	北小野 4133-5		
126	北小野地区	塩嶺別荘地 アルプス	旧塩尻 1410-117		
127	北小野地区	チロルの森	北小野 5043		
128	贄川	桜沢	贄川 294 番地 10		
129	贄川	片平	贄川 432 番地 8		
130	贄川	若神子 (贄川北部多目的集会所)	贄川 690 番地 4		

NO	地 区	子 局 名	住 所	アンサー バック	中継局
131	贛川	中畑	贛川 823 番地ロ		
132	贛川	贛川小学校(専門学校前)	贛川 1219 番地 3	○	
133	贛川	贛川(贛川公民館)	贛川 1599 番地 2		
134	贛川	運動場(檜川運動場前)	贛川 2085 番地 3		
135	贛川	桃岡	贛川 2124 番地 6		
136	贛川	長瀬	贛川 2390 番地ハ		
137	木曾平沢	道の駅 (道の駅木曾ならかわ)	木曾平沢 2272 番地 7		
138	木曾平沢	駅下(木曾平沢駅下)	木曾平沢 1959 番地		
139	木曾平沢	旭町(萌生の里)	木曾平沢 2415 番地		
140	木曾平沢	太田(木曾平沢太田)	木曾平沢 1932 番地 1		
141	木曾平沢	檜川支所	木曾平沢 1451 番地 138	○	
142	奈良井	ケミ(奈良井三ノ段)	奈良井 387 番地 80		
143	奈良井	八幡(八幡宮)	奈良井 1123 番地 1		
144	奈良井	公民館(池ノ沢)	奈良井 395 番地		
145	奈良井	天照沢	奈良井 1262 番地		
146	奈良井	ならい荘(旧ならい荘)	奈良井 56 番地 1		
147	木曾平沢	役場(旧支所)	木曾平沢 2221 番地		

資料 16 移動系防災行政無線呼出番号一覧表

呼出番号	局名称 (全角 10 文字以内)	ふりがな (5 文字以内)	グループ番号 (所属グループ)	種別	備考
294	広陵中学校 1	こうちゆ	F99 F00 F07	携帯型	
295	塩尻西部中学校 1	せいちゆ	F99 F00 F07	携帯型	
296	檜川中学校 1	ならちゆ	F99 F00 F07	携帯型	
297	両小野中学校 1	りようちゆ	F99 F00 F07	携帯型	
298	檜川学校給食セン 1	ならきゆし	F99 F00 F01 F07	携帯型	
299	こども課 1	こどもか 1	F99 F00 F01 F06 F08	携帯型	
300	塩尻東保育園 1	ひがしほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
301	みずほ保育園 1	みずほほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
302	大門保育園 1	だいもんほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
303	日の出保育園 1	ひのでほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
304	宗賀中央保育園 1	そうがほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
305	片丘保育園 1	かたおかほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
306	高出保育園 1	たかいでほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
307	広丘野村保育園 1	にむらほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
308	吉田ひまわり保育園 1	ひまわりほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
309	吉田原保育園 1	よしだほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
310	広丘西保育園 1	ひろにしほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
311	広丘南保育園 1	ひろみなほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
312	妙義保育園 1	みようぎほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
313	北小野保育園 1	きたおのほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
314	檜川保育園 1	ならかわほ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
315	塩尻児童館 1	しおじりじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
316	広丘児童館 1	ひろおかじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
317	吉田児童館 1	よしだじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
318	吉田児童館分館 1	よしだぶじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
319	塩尻東児童館 1	ひがしじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
320	宗賀児童館 1	そうがじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
321	大門児童館 1	だいもんじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
322	洗馬児童館 1	せばじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
323	片丘児童館 1	かたおかじ	F99 F00 F01 F08	携帯型	
324	生涯学習スポーツ課 1	しょうが 1	F99 F00 F01 F06	携帯型	社会教育スポーツ課
325	平出博物館 1	ひらはく 1	F99 F00 F01 F06	携帯型	

呼出 番号	局名称 (全角 10 文字以内)	ふりがな (5 文字以内)	グループ番号 (所属グループ)	種別	備考
326	短歌館 1	たんか 1	F99 F00 F01 F06	携帯型	
327	自然博物館 1	しぜはく 1	F99 F00 F01 F06	携帯型	
328	生涯学習スポーツ課 2	しょうが 2	F99 F00 F01 F06	携帯型	社会教育スポーツ課
329	市立体育館 1	たいいく 1	F99 F00 F01 F06	携帯型	
330	交流支援課 1	こうりゆ 1	F99 F00 F01	携帯型	
331	上水道課 1	すいどう 1	F99 F00 F01 F09	携帯型	
332	上水道課 2	すいどう 2	F99 F00 F01 F09	携帯型	
333	上水道課 3	すいどう 3	F99 F00 F01 F09	携帯型	
334	上水道課 4	すいどう 4	F99 F00 F01 F09	車載型	
335	上水道課 5	すいどう 5	F99 F00 F01 F09	車載型	
336	浄水場 1	すいどう 6	F99 F00 F01 F09	携帯型	
337	松塩水道用水 1	しょうえん	F99 F00	携帯型	
338	下水道課 1	げすい 1	F99 F00 F01 F09	携帯型	
339	下水道課 2	げすい 2	F99 F00 F01 F09	携帯型	
340	下水道課 3	げすい 3	F99 F00 F01 F09	車載型	
341	下水道課 4	げすい 4	F99 F00 F01 F09	車載型	総務人事課車両
342	浄化センター 1	じょうか 1	F99 F00 F01 F09	携帯型	
343	衛生センター 1	えいせい 1	F99 F00 F01 F09	携帯型	
344	議会事務局 1	ぎかい 1	F99 F00 F01	携帯型	
345	議会事務局 2	ぎかい 2	F99 F00 F01	携帯型	
346	議会事務局 3	ぎかい 3	F99 F00 F01	携帯型	
401	社会福祉協議会 1	しやきよ 1	F99 F00	携帯型	
402	社会福祉協議会 2	しやきよ 2	F99 F00	携帯型	
403	松本歯科大学 1	しかだい 1	F99 F00	携帯型	
404	塩尻警察署 1	けいさつ 1	F99 F00	携帯型	
405	塩尻警察署 2	けいさつ 2	F99 F00	携帯型	
406	交通安全協会 1	あんきよ 1	F99 F00	携帯型	
407	医師会 1	いしかい 1	F99 F00 F23	携帯型	
408	医師会 2	いしかい 2	F99 F00 F23	携帯型	
409	医師会 3	いしかい 3	F99 F00 F23	携帯型	
410	医師会 4	いしかい 4	F99 F00 F23	携帯型	
411	医師会 5	いしかい 5	F99 F00 F23	携帯型	
412	医師会 6	いしかい 6	F99 F00 F23	携帯型	

◎広報・相互応援等関係

資料 17 塩尻市災害時応援協定等一覧表

塩尻市災害時応援協定等一覧表

1 市町村間の相互応援協定

No.	協定の名称	摘要	締結年月日
1	災害時相互応援協定	南伊豆町	H7. 10. 14
2	長野州市町村災害時相互応援協定	県下 1 1 8 市町村 (現県下 7 7 市町村)	H8. 04. 01
3	災害時相互応援協定	糸魚川市 (H7. 10. 24 の協定から 糸魚川市合併に伴う再協定)	H17. 07. 29
4	災害時相互応援協定	袋井市	H19. 04. 01

2 関係機関との協定等

No.	協定の名称	摘要	締結年月日
1	消防相互応援協定	辰野町 (消防団)	S41. 01. 01
2	職員の派遣に関する協定	(松本地域広域行政事務組合) 現松本広域連合	H5. 04. 01
3	災害時の医療救護に関する協定	社団法人塩筑医師会	H6. 04. 01
4	災害発生時における塩尻市と塩尻市 内郵便局等の協力に関する協定	市内郵便局等	H30. 04. 01 (再協定)
5	災害時における上下水道施設応急対 策業務に関する協定	塩尻市水道事業協同組合	H10. 03. 21
6	災害時における輸送業務等に関する 協定	塩尻地区タクシー協議会	H30. 06. 20 (再協定)
7	アマチュア無線による災害時応援協 定	塩尻アマチュア無線クラブ	H10. 03. 21
8	災害時におけるケーブルテレビ放送 要請及び臨災局開設の委託に関する 協定	株式会社 テレビ松本ケーブル ビジョン	H25. 03. 26 (再協定)
9	災害時における応急生活物資の調達 に関する協定	塩尻商工会議所	H15. 12. 08
10	災害時における応急生活物資の調達 に関する協定	松本ハイランド農業協同組合	R3. 5. 28 (再協定)
11	災害時における応急生活物資の調達 に関する協定	洗馬農業協同組合	H15. 12. 08
12	災害時における緊急飲料水の供給に 関する協定	洗馬農業協同組合	H16. 10. 01
13	災害時における応急生活物資の供給 等に関する協定	生活協同組合 コープながの	H17. 11. 21

2 関係機関との協定等（続き）

No.	協定の名称	摘要	締結年月日
14	災害時における災害緊急放送に関する協定	エルシーブイ株式会社	H18. 10. 18
15	災害時における情報収集に関する協定	株式会社グラフィック	H18. 12. 20
16	災害時の歯科医療救護に関する協定	塩筑歯科医師会	H18. 12. 20
17	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定	塩尻市建設業協会 (H10. 3. 21 塩尻市建設事業協同組合から拡大)	H18. 12. 20
18	災害時の 公共施設緊急点検等 の協力に関する協定	公益 社団法人 長野県建築士会 松筑支部	H20. 02. 20
19	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定	塩尻市電気工事協賛会	H20. 02. 20
20	災害時における施設の提供及びボランティア等の派遣に関する協定	松本歯科大学	H20. 12. 02
21	災害発生時における避難者支援に関する	株式会社信毎販売ふれあいネット・大門五番町・大門六番町・吉田一区	R2. 10. 1 (再協定)
22	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定	建設業 1 2 社 ※令和 3 年度現在 7 社 (建設業協会非加入業者)	H22. 06. 25
23	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人 中部電気保安協会 長野支店	H24. 11. 20
24	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合中信支部	H25. 3. 27
25	火災時における施設使用に関する協定	長野県中信平右岸土地改良区	H25. 8. 1
26	災害時における L P ガスの供給等に係る協力に関する協定	長野 L P 協会松本支部 一般社団法人 長野県 L P ガス協会	H25. 11. 20
27	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	松塩筑木曾老人福祉施設組合	H27. 2. 3
28	災害時における緊急飲料水の供給に関する協定書	信州エコプロダクツ株式会社	H27. 3. 23
29	災害時における美容サービス業務の提供に関する協定	長野県美容業衛生同業組合中信支部	H27. 4. 13

2 関係機関との協定等（続き）

No.	協定の名称	摘要	締結年月日
30	災害時における理容サービス業務の提供に関する協定	長野県理容生活衛生同業組合 塩尻支部	H27. 4. 13
31	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社 長野支社	H27. 5. 25
32	災害発生時における避難者支援に関する協定	社会福祉法人 サン・ビジョン グレイスフル塩尻	H27. 5. 25
33	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人 松本薬剤師会	H28. 1. 27
34	災害時における物資提供に関する協定	株式会社アクティオ	H28. 5. 27
35	災害時応急生活物資の供給等に関する覚書	生活クラブ生活協同組合 生活クラブ事業連合生活協同組合会	H28. 9. 21
36	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会	H28. 12. 27
37	災害時における人的支援に関する協定	社会福祉法人 塩尻市社会福祉協議会	H28. 12. 27
38	災害時における物資供給に関する協定	長野森紙業株式会社 塩尻事業所	H29. 2. 3
39	災害発生時における避難者支援に関する協定	武居 博明	H29. 2. 20
40	災害時における生活物資の供給協力に関する協定	株式会社カインズ	H29. 3. 27
41	災害時等における移動販売車による物資の供給等に関する協定	有限会社 塩尻建友	H29. 5. 15
42	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定書	一般社団法人 日本建設機械 レンタル協会 長野支部	H29. 10. 23
43	災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定書	エフエムまつもと株式会社	H29. 11. 28
44	災害時の応急活動の連携に関する協定	長野県企業局	H30. 1. 25
45	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定	塩尻市電気工事協賛会非加盟業者1社	H30. 6. 1
46	災害時における生活物資の供給及び防災教育の支援に関する協定	興亜化成株式会社 H A R I O株式会社	H31. 2. 1

2 関係機関との協定等（続き）

No.	協定の名称	摘要	締結年月日
47	災害時における相互協力に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社 松本営業所	R01. 09. 04
48	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定	株式会社 カンバーランド・ジャパン	R01. 09. 04
49	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	R01. 09. 04
50	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定	株式会社 景観創造 (建設業協会非加入業者)	R01. 11. 1
51	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R01. 11. 18
52	災害時における被災者支援に関する協定	長野県行政書士会松本支部	R2. 8. 3
53	災害時の医療救護についての協定書	松塩筑助産師会	R2. 10. 1
54	災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書	長野県総合教育センター	R2. 10. 19
55	災害時における宿泊施設・設備等の施設利用等に関する協定書	長野県林業総合センター	R2. 10. 19
56	災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書	社会福祉法人 協立福祉会	R3. 3. 1
57	塩尻市の地域防災力向上等に関する協定書	損害保険ジャパン(株) 長野支店	R3. 5. 13
58	災害時における協力体制に関する協定書	(株)クア・アンド・ホテル 信州健康ランド	R3. 5. 13
59	災害時における公共施設応急対策業務に関する協定（非協会員用）	株式会社 カネトモ (建設業協会非加入業者)	R3. 7. 28
60	災害時における相互協力に関する協定書	東日本電信電話株式会社 長野支店	R3. 12. 1
61	災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定	しおじりコミュニティ放送 株式会社	R4. 1. 27

資料 31 災害時における応急生活物資の調達に関する協定（松本ハイランド農業協同組合）

災害時における応急生活物資の調達に関する協定

塩尻市長 小口利幸（以下「甲」という。）と松本ハイランド農業協同組合長 田中 均（以下「乙」という。）とは、塩尻市内における災害対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生した際、応急生活物資（以下「物資」という。）の確保を行い、必要に応じて被災者に供給することにより、災害時における被災者を含めた市民生活の安定を図ることを目的とする。

（要請）

第2条 甲は物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給を要請する。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請できる物資は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

2 別表の内容については、甲乙適宜協議し、変更をすることができる。

（要請の方法）

第4条 第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第5条 乙は、第2条に規定する要請を受けたときは、速やかに当該物資を調達するとともに、その調達の状況を甲に連絡するものとする。

（引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が指定し、甲が指名した者に受領させるものとする。

（費用負担）

第7条 甲の要請を受け、乙が調達した物資の費用（引渡しまでの運賃を含む。）は、甲が負担する。

（代金の請求）

第8条 乙は、第6条に規定する甲の受領後、甲から要請され供給した物資の代金を甲に請求する。この場合において、物資の価格は災害発生直前の価格を基準とする。

（代金の支払い）

第9条 甲は、乙から物資の代金の請求があった場合、請求日から30日以内に、その代金を支払うものとする。

(協定有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、協定の終了については、甲乙当事者間で協議し、両者了解の上、文書をもって行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月28日

甲 塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口利幸

乙 松本市南松本1丁目2番16号
松本ハイランド農業協同組合
組合長 田中均

資料 37 災害時の歯科医療救護に関する協定（塩筑歯科医師会）

災害時の歯科医療支援に関する協定書（塩筑歯科医師会・塩筑木曾歯科技工士会）

塩筑歯科医師会（以下「甲」という。）と塩筑木曾歯科技工士会（以下「乙」という。）とは、災害時における歯科医療支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、塩尻市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、甲の活動への乙の支援実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（災害歯科医療支援計画）

第2条 乙は、前条の規定により歯科医療支援活動を実施するため、災害歯科医療支援計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 前項の災害歯科医療支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療支援班の編成
- (2) 歯科医療支援班の活動計画
- (3) 指揮系統
- (4) 医療器材等の備蓄
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

3 乙は、第1項の災害歯科医療支援計画を変更したときは、速やかに変更後の災害歯科医療支援計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療支援班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき歯科医療支援活動を実施する必要がある場合は、乙に対し歯科医療支援班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに歯科医療支援班を編成し、災害現場の救護所等に派遣するものとする。

（歯科医療支援班の任務）

第4条 歯科医療支援班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所で実施する歯科医療への支援への支援活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療支援班の任務は、次のとおりとする。

- (1) 甲の指示による歯科技工の実施
- (2) 甲の指示による歯科技工活動の記録
- (3) その他必要な事項

（歯科医療支援班に対する指揮）

第5条 歯科医療救護活動の総合調整を図るため、甲が行う乙の派遣する歯科医療支援班に対する

指揮は、乙の長を通じて行う。

(技工材料、資材の補給等)

第6条 甲は、技工材料及び資材の補給、歯科医療支援班の輸送、通信の確保等歯科医療支援活動が円滑に実施されるため、必要な措置を講ずるものとする。

(支援技工施設の設置)

第7条 甲は、災害の状況により必要に応じて乙の協力を得て歯科医療支援技工施設（以下「支援技工施設」という。）を設置する。

2 甲は、前項に定めるもののほか、災害の状況により必要と認めるときは、歯科医療救護活動が可能な被災地周辺の歯科技工所に乙の協力を得て支援技工施設を設置する。

(支援技工施設における給食等)

第8条 支援技工施設において必要とする給食及び給水は、甲が自治体の協力を得て行う。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療支援等を実施した場合に要する次の費用は、甲を通じて自治体に請求するものとする。

- (1) 歯科医療支援班の編成、待機及び派遣にようする経費
- (2) 歯科医療支援班が携行した歯科技工材料等を使用した場合の実費

2 前項に定める費用の額については、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。

(補償)

第10条 甲は、歯科医療支援活動従事中に乙が災害を受けたときは、甲の構成員に準じて補償を請求するものとする。

2 第7条第2項の規定による支援所を設置した歯科技工機関において、歯科医療支援活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲を通じて請求する。

(第三者に対する損害補償)

第11条 歯科医療支援活動従事中に第三者に対して及ぼした損害については、その賠償方法及び賠償額は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第12条 乙は、歯科医療支援活動終了後速やかに甲の定めるところにより歯科医療支援活動従事者の氏名及び人数その他歯科医療支援活動の内容を甲に報告するものとする。

(費用等の請求)

第13条 乙は、第9条に規定する費用及び第10条に規定する補償（以下「費用等」という。）を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第14条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに自治体に請求し乙に支払うものとする。

(実施細目)

第15条 この協定に定めるもののほか、この協議を実施するために必要な事項は、別に定めるものとする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第17条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、平成21年3月26日から平成22年3月31日までとする。ただし、この協定の協定期間満了1か月前までに甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各1通を保有し、写しを塩尻市で保管するものとする。

平成21年3月26日

甲 松本市深志1丁目1番2号
塩筑歯科医師会
会長 塚越 正明

乙 塩尻市洗馬398-2
塩筑木曾歯科技工士会
会長 塩原 治行

資料 39 災害時の**公共施設緊急点検等**の協力に関する協定（公益社団法人長野県建築士会松筑支部）

災害時の**公共施設緊急点検等**の協力に関する協定

塩尻市（以下「甲」という。）と公益社団法人長野県建築士会松筑支部（以下「乙」という。）とは、震度5弱以上の地震（以下「災害」という。）が発生したときに2次災害の防止等を図るため、**公共施設**の応急危険度判定（以下「**緊急点検等**」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、塩尻市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て**緊急点検等**を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 **緊急点検等**の対象となる施設は、災害時における拠点施設及び避難所（以下「公共施設」という。）とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、防災計画に基づき、**緊急点検等**を実施する必要があると判断したときは、乙に対し、次に掲げる事項を明らかにし、速やかに協力を要請するものとする。

- (1) 災害の状況及び協力を要請する事由
- (2) **緊急点検等**の実施内容及び**実施公共施設名**
- (3) その他必要な事項

（**緊急点検等**の実施）

第4条 乙は、甲から**緊急点検等**の協力要請を受けたときは、業務上の支障又はやむを得ない理由がない限りこれを受託し、甲の指示を受け**緊急点検等**を実施するものとする。

2 乙は、災害の状況により甲との連絡が不可能なときは、この協定の趣旨に基づき、甲の要請を待つことなく**緊急点検等**を実施するものとする。

3 乙が**緊急点検等**に協力する期間は、甲が防災計画に基づく判定実施本部を設置するまでの間とする。

（事前計画）

第5条 甲及び乙は、**緊急点検等**の円滑な実施を図るため、あらかじめ次に掲げる事項を相手方に文書で報告しなければならない。報告した事項を変更するときも同様とする。

- (1) 甲 公共施設の名称及び位置
- (2) 乙 組織体制及び連絡体制

(報告)

第6条 乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について甲に文書で報告するものとする。

- (1) 緊急点検等の結果
- (2) 緊急点検等に従事した人員及び名簿
- (3) 緊急点検等に従事した人員ごとの従事時間
- (4) 緊急点検等の従事中に知り得た災害情報
- (5) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 この協定に基づく緊急点検等の実施に要した経費は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が策定した「被災建築物応急危険度判定活動に係る経費負担のガイドライン」に準じて甲乙で負担するものとする。

(災害補償等)

第8条 甲は、乙がこの協定に基づく緊急点検等の従事中に災害を受けたときは、塩尻市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年塩尻市条例第25号)の規定に準じて補償するものとする。
2 乙が緊急点検等の従事中に第三者に対して損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえその賠償方法及び賠償額を決定するものとする。

(経費等の請求)

第9条 乙は、第7条に規定する経費及び前条第1項に規定する補償(以下「経費等」という。)を請求するときは、甲の定めるところにより行うものとする。

(経費等の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により経費等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は、速やかに経費等を乙に支払うものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、この協定に基づく緊急点検等の従事中に知り得た情報を他人に漏らし、又は他の目的のために利用してはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日1か月前までに、甲乙いずれかからも何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和3年11月15日

甲 塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口利幸

乙 松本市大字島立1020松本建設事務所建築課内
公益社団法人 長野県建築士会松筑支部
支部長 西村文彦

資料 71 災害時における公共施設応急対策業務に関する協定（建設業協会非加入業者）（株式会社 景観創造）

災害時における公共施設応急対策業務に関する協定書（非協会員用）

（趣旨）

第1条 この協定は、塩尻市地域防災計画に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、塩尻市（以下「甲」という。）が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等（以下「応急対策業務」という。）を実施するため、甲が株式会社景観創造（以下「乙」という。）に協力を要請する場合の手続等を定めるものとする。

（担当区域）

第2条 甲は、応急対策業務を円滑に実施するため、塩尻市建設業協会（以下「協会」という。）と協議のうえ、あらかじめ乙の担当区域を定めておくものとする。

2 災害の状況その他やむを得ない事情により必要なときは、前項の担当区域を変更することができる。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び建設資機材等（以下「建設資機材等」という。）の数量を機材人員報告書（様式1）及び資材報告書（様式2）により取りまとめ、毎年4月に甲に報告するものとする。ただし、建設資機材等に変更がない場合は、これを省略できる。

2 乙は、建設資機材等に変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、機材人員報告書等を臨時に提出するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、応急対策業務の必要があると認めたときは、応急対策業務の内容をできる限り具体的に示し、協会を介して協力を要請するものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合は、乙以外の建設業者又は関係団体に対しても応急対策業務の協力を要請することができる。

（費用の負担）

第5条 前条の要請に基づいて実施した応急対策業務の費用は、甲が負担する。

（出動態勢の整備）

第6条 大雨、洪水、暴風又は大雪に係る警報が発表された場合、若しくは震度5弱以上の地震が発生した場合は、乙は、出動態勢の整備に努めるものとする。

(業務の実施)

第7条 乙は、第4条の要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施するものとし、当該応急対策業務実施後速やかに業務の状況、現場責任者、出勤時間、建設資機材及びその他必要事項について協会を介して甲に報告するものとする。

2 応急対策業務の実施に当たっては、甲又は協会の指示に従うものとする。

3 乙は、応急対策業務に従事する者について、労働者災害補償法に基づく労働災害補償に係る必要な手続きをとるものとする。

(請負契約)

第8条 甲と乙とは、塩尻市財務規則(昭和55年塩尻市規則第9号)の規定に基づく手続により、速やかに応急対策業務に係る契約を締結するものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙にこの協定に基づく応急対策活動の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、令和元年11月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和元年11月1日

甲 塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市長 小口利幸

乙 塩尻市大門二番町6番11号

株式会社 景観創造

代表取締役社長 宇留賀太一

資料 77 災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書（社会福祉法人 協立福祉会）

災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 協立福祉会（以下「乙」という。）とは、災害発生時において、一般の指定避難所では避難生活に困難が生じるため特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置・運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が運営する福祉施設において福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 福祉避難所として指定する施設及び場所は次のとおりとする。

- ・ 特別養護老人ホーム さじきの里（塩尻市大字棧敷525）
1階 地域交流スペース（64.9㎡）

（要請等）

第3条 甲は、福祉避難所を開設すると決定した場合に、乙に対し、福祉避難所の開設を文書により要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができる。

（運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介護職員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等への避難生活上の支援
- (2) 要配慮者等の避難生活に対応できる体制の確保
- (3) その他甲乙協議の上必要と認める支援

（一般避難者の受入）

第5条 災害発生直後は、一般の避難者も福祉避難所に避難してくることが予想されることから、災害発生直後、乙は一時的に一般避難者の受入を行うこととする。

（設置・運営の期間）

第6条 この協定における福祉避難所の設置・運営の期間は、甲が福祉避難所を開設を決定した時から閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りではない

2 甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないよう配慮するとともに

に、当該福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払いをするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者に要する食費
- (3) その他、福祉避難所の設置運営等に要する費用で、甲乙協議により必要と認められるもの

(福祉避難所への移送)

第8条 要配慮者等の福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行うものとし、その協力により難しいときは、甲が移送に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等及びその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(協定期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結した日から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに甲又は乙のいずれかが文書をもって協定の解除を通知しない限り、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月1日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口利幸

乙 長野県安曇野市豊科高家5285番11号
社会福祉法人 協立福祉会
理事長 倉科幸平

資料 78 塩尻市の地域防災力向上等に関する協定書（損害保険ジャパン(株)長野支店）

塩尻市の地域防災力向上等に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社長野支店（以下「乙」という。）は、塩尻市内における災害対策について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、大規模災害に備える市民や企業の地域防災力向上の推進、乙が業務で知り得た災害情報等を甲に提供することについて、適正かつ円滑な遂行を図るため、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲及び乙は、地域防災力向上のため、次の各号に掲げる事項について連携・協力して取り組むものとし、協力を要請された場合には、自らの業務に支障のない範囲、関連法規に抵触しない範囲でこれに応じる

- (1) 市民及び市職員等に対する防災意識の啓発及び防災知識の普及に関すること。
 - (2) 甲の主催する防災訓練、防災に関するセミナー及びイベントへの参加に関すること。
 - (3) 地域防災力向上に関する情報交換に関すること。
 - (4) その他、防災・減災及び災害対応における連携・協力に関すること。
- 2 乙は、市内で災害が発生した場合において、その業務で無人航空機（ドローン）等により災害情報を収集したときは、甲の要請がある場合に限り、これを関連法規に抵触しない範囲、かつ乙の業務に支障のない範囲で甲に無償で提供するものとする。
- 3 甲は、前項の規定により災害情報の提供を受けた場合は、甲の実施する災害対応に利用する範囲に限り、当該情報を利用することができる。
- 4 前3項に定める事項を効果的に推進するため、甲と乙は別途協議を行うものとし、具体的な実施事項、遵守事項等については、甲乙合意の上、決定する。

（協力の要請及び報告）

第3条 甲及び乙は、それぞれの協力が必要な場合は、原則文書により要請を行うものとする。

2 甲及び乙は、前項に基づき協力を実施した場合は、相手方に対し文書により報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第4条 本協定の円滑な実施を図るため、甲及び乙は連絡責任者を定め、本協定締結後、速やかに文書により相手方に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更があった場合についても速やかに文書により相手方に報告するものとする。

（情報管理）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき知り得た相手方の情報の管理を徹底するものとし、次の各

号に掲げる事項について、相手方の書面による承諾なしに目的以外で使用してはならず、また第三者に公表し又は漏らしてはならない。

- (1) 甲及び乙が第2条第1項により知り得た相手方の情報
- (2) 甲が第2条第2項により知り得た無人航空機（ドローン）等により収集した災害情報

（本協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月13日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口 利幸

乙 長野県長野市三輪武井1313-11
損害保険ジャパン株式会社
長野支店長 小林 登

資料 79 災害時における協力体制に関する協定書(㈱クア・アンド・ホテル信州健康ランド)

災害時における協力体制に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と株式会社クア・アンド・ホテル 信州健康ランド（以下「乙」という。）は、災害時における協力体制に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、塩尻市内で災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、被災者及び避難者に対する支援体制を充実させるため、甲及び乙の相互協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるものをいう。

（協力要請等）

第3条 甲及び乙は、第1条に掲げる目的を達成するため、相互に協力を要請し、この協定の内容に従って可能な限り協力を努めるものとする。

2 甲及び乙は、それぞれ職員のうちから連絡責任者を定め（第1号様式）、当該職員を通じて協力の要請を行うものとする。内容の変更が生じた場合は速やかに書面（第1号様式）にて報告するものとする。

3 協力の要請を行う場合は、書面（第2号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力内容）

第4条 前条に規定する協力の内容は次のとおりとする。

- (1) 被災者の避難収容としての対象施設の提供
- (2) 被災者への温浴施設の提供
- (3) 救援物資の集積、配送等の拠点としての乙の施設の一部（以下「対象施設」という。）の提供
- (4) 救助要員の活動拠点としての対象施設の提供
- (5) 前各号に定めるもののほか、必要な事項

（対象施設の提供等）

第5条 前条に規定する協力の内容に関する事項は、次のとおりとする。

- (1) 対象施設は、乙内施設の乙の指定する場所とする。
- (2) 対象施設に持ち込んだ物品等の管理は、甲の責任において行う。
- (3) 甲は、対象施設の利用を終了した場合、乙が早期に営業活動を再開できるよう配慮するとともに、当該施設の原状回復を行い、乙はこれに協力するものとする。

(費用)

第6条 第4条(2)(3)に規定する対象施設の提供及び設備利用に係る費用は、無償とする。

2 第4条(1)(4)(5)に規定する対象施設の提供及び設備利用に係る費用は、甲が負担するものとし、負担する費用は甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも書面による協定終了の意思表示がないときには、この協定の有効期間を1年延長するものとし、以降この例による。

(協議)

第8条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年5月13日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口 利幸

乙 長野県塩尻市広丘吉田366-1
株式会社クア・アンド・ホテル
信州健康ランド
総支配人 中村 充孝

資料 80 災害時における公共施設応急対策業務に関する協定（建設業協会非加入業者）（株式会社 カネトモ）

災害時における公共施設応急対策業務に関する協定書（非協会会員用）

（趣旨）

第1条 この協定は、塩尻市地域防災計画に基づき、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合において、塩尻市（以下「甲」という。）が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等（以下「応急対策業務」という。）を実施するため、甲が株式会社カネトモ（以下「乙」という。）に協力を要請する場合の手續等を定めるものとする。

（担当区域）

第2条 甲は、応急対策業務を円滑に実施するため、塩尻市建設業協会（以下「協会」という。）と協議のうえ、あらかじめ乙の担当区域を定めておくものとする。

2 災害の状況その他やむを得ない事情により必要なときは、前項の担当区域を変更することができる。

（建設資機材等の報告）

第3条 乙は、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び建設資機材等（以下「建設資機材等」という。）の数量を機材人員報告書（様式1）及び資材報告書（様式2）により取りまとめ、毎年4月に甲に報告するものとする。ただし、建設資機材等に変更がない場合は、これを省略できる。

2 乙は、建設資機材等に変更が生じたとき、又は甲が特に求めたときは、機材人員報告書等を臨時に提出するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、応急対策業務の必要があると認めたときは、応急対策業務の内容をできる限り具体的に示し、協会を介して協力を要請するものとする。

2 甲は、必要があると認めた場合は、乙以外の建設業者又は関係団体に対しても応急対策業務の協力を要請することができる。

（費用の負担）

第5条 前条の要請に基づいて実施した応急対策業務の費用は、甲が負担する。

（出動態勢の整備）

第6条 大雨、洪水、暴風又は大雪に係る警報が発表された場合、若しくは震度5弱以上の地震が発生した場合は、乙は、出動態勢の整備に努めるものとする。

(業務の実施)

第7条 乙は、第4条の要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施するものとし、当該応急対策業務実施後速やかに業務の状況、現場責任者、出勤時間、建設資機材及びその他必要事項について協会を介して甲に報告するものとする。

2 応急対策業務の実施に当たっては、甲又は協会の指示に従うものとする。

3 乙は、応急対策業務に従事する者について、労働者災害補償法に基づく労働災害補償に係る必要な手続きをとるものとする。

(請負契約)

第8条 甲と乙とは、塩尻市財務規則(昭和55年塩尻市規則第9号)の規定に基づく手続により、速やかに応急対策業務に係る契約を締結するものとする。

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙がこの協定を履行する見込みがないと認めるとき又は乙にこの協定に基づく応急対策活動の協力者としてふさわしくない非行があったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(適用日)

第11条 この協定は、令和3年7月28日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年7月28日

甲 塩尻市大門七番町3番3号

塩尻市長 小口利幸

乙 茅野市宮川7081番地

株式会社 カネトモ

代表取締役 伊藤 進

資料 81 災害時における相互協力に関する協定書（東日本電信電話株式会社）

災害時における相互協力に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）と、東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における相互連携・協力に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、甲の管轄する区域（以下「塩尻市区域」という。）で地震、洪水、雪害等の

自然現象及びその他の理由による災害が発生した場合又は発生するおそれが具体的に切迫している場

合（以下「災害時」という。）に円滑な相互連携・協力を図ることを目的とする。

（災害時の連絡体制の確立）

第2条 甲及び乙は、塩尻市区域における災害時には連絡体制を確立し、相互に協力して被害情報等必要な情報の共有に努めることとする。

2 前項に基づき確立する連絡体制の具体的な内容は、甲及び乙の両者間で協議の上、確認書にて決定することとする。

（災害時の相互協力）

第3条 甲及び乙は、相互に協力を要すると判断した場合には、次に定める事項について、自ら行う業務に支障のない範囲においてこれに応じるものとする。

(1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供

(2) 乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置

(3) その他被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項

2 甲は、前項第1号の拠点についてあらかじめ定めておくものとし、乙に対して確認書により周知連絡する。

（電気通信設備保護のための事前伐採）

第4条 乙は、災害時に支障となり得る樹木の事前伐採について、その位置や範囲を甲に周知連絡するとともに、事前伐採の実施に対する協議を行うものとする。

2 甲は、前項により連絡を受けた事前伐採の具体的な実施にあたり、乙との協議内容に基づき、甲の行う業務の範囲において、これに協力するものとする。

（災害時における敷地及び施設の提供）

第5条 甲は、甲が管理する公園等の敷地及び施設において、災害時の復旧活動に必要となる乙の車両や機材等を設置するスペースを乙に対して無償で提供することに合意するものとする。

（秘密の保持）

第6条 本協定において秘密情報とは、甲及び乙が第1条に定める目的の遂行のために相手方に開示する技術上又はその他の業務上の秘密性を有する一切の情報（個人情報を含む。以下、「秘密情報」という。）を意味するものとする。

2 秘密情報は、書面で開示される場合には、当該書面に秘密である旨を明示して受領者に開示されるものとし、口頭で開示される場合には、開示者が、開示時点で秘密情報である旨を明確に示

すものとする。

3 甲及び乙は、秘密情報を相手方の書面による同意を得ることなく、外部に公表しないものとする。ただし、司法機関及び行政機関からの法的手続に基づく請求のある場合、法律上秘密保持義務を負う特定人に開示する場合には適用されないものとする。

4 甲及び乙は、秘密情報を自己の保有する同種の秘密情報に対する注意義務と同程度の注意義務をもって取扱い、厳重に管理するとともに、本協定の目的以外には使用しないものとする。

5 前項までの規定にかかわらず、次に掲げる情報は、守秘義務を負う機密情報として扱わないものとする。

(1) 第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報

(2) 情報の開示前に相手方が既に保有していた情報

6 本条の規定は、本協定の期間満了後又は解除後も存続するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定を円滑に遂行するため、甲乙それぞれ連絡責任者及び担当者を定め、相手方に通知するものとする。

(安全管理)

第8条 本協定の実施にあたっては、甲及び乙は相互に協力し、安全の確保には万全を期して行うものとする。

(損害賠償)

第9条 損害賠償については、次のとおりとする。

(1) 甲または乙が故意又は過失により相手方の施設等を損傷した場合、民法の定めに従い損害賠償をするものとする。

(2) 甲または乙が本協定に基づき自己の責に帰する事由で第三者に危害、損傷等を与えた場合、当該当事者が賠償するものとする。

2 前項各号に該当しない補償は、甲と乙が協議の上解決にあたる。

(協定の期間及び更新)

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和4年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも、更新しない旨の申出が書面によってなされないときは、本協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の解除)

第11条 本協定を解除しようとする場合は、解除しようとする日の1か月前までに相手方に対して書面を以って申し出なければならない。

2 甲又は乙は、前項の規定による解除に係るいかなる責任も負わない。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項及び本協定の条項の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙は記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 3年 12月 1日

甲 長野県塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口 利幸

乙 長野県長野市新田町1137-5
東日本電信電話株式会社
長野支店長 榎本 佳一

災害時における相互協力に関する確認書

塩尻市（以下、「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における相互協力に関する協定書」（締結日 令和3年12月1日）（以下、「協定書」という。）を円滑に実行するため、確認書を次のように定める。

（協定書第2条（災害時の連絡体制の確立）、協定第7条（連絡責任者）について以下のとおりとする。

- 1、甲及び乙における連絡責任者は別表1のとおりとし、別図1のとおり連絡体制を確立する。
- 2、別表1及び別図1に変更が生じた場合、その都度速やかに変更内容を通知するものとする。

（協定書第3条（災害時の相互協力）について以下のとおりとする。

- 1、甲の救援活動の拠点に通信途絶が発生し通信復旧まで相当数の日数がかかると乙が判断した場合、乙は無線システム、衛星回線を利用した電話回線を甲の救援活動の拠点に速やかに提供するものとする。
- 2、甲の救援活動の拠点は以下のとおりとする。

塩尻市役所災害対策本部

住所 長野県塩尻市大門七番町3番3号

- 2、乙の災害復旧に必要となる道路通行のための、倒木処理、道路除雪等道路啓開処置の甲乙の連絡先は別表1のとおりとする。
- 3、被災地域の復旧又は救援活動に必要と認められる事項として、別表2のとおり甲乙の設備情報等について情報共有するものとする。

（協定書第4条（電気通信設備保護のために事前伐採）について以下のとおりとする。

- 1、乙は、支障木の事前伐採の位置、範囲の甲への連絡先は別表1のとおりとする。
- 2、乙は、支障木の事前伐採の位置、範囲の甲へ年1回12月末に連絡するものとする。
- 3、甲は、乙からの連絡受け乙と書面または集合会議による協議のもと、甲の業務の範囲内でこれを実施するものとする、

(協定書第5条(災害時における敷地及び施設の提供)について以下のとおりとする。

1、協定第3条(災害時の相互協力)

(1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供のため乙の車両または機材の設置場所として、甲は乙に別図2に示す場所を災害時に優先的に提供する。

住所 長野県塩尻市大門七番町3番3号 市役所内駐車場内

2、協定第3条(災害時の相互協力)

(1) 甲の救援活動に必要となる拠点への電気通信設備の提供のため別図3のとおり乙は電話回線を設置する。

(協議)

この確認書に定めのない事項又はこの確認書に定める事項に関して疑義等が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、この確認書を速やかに改版するものとする。

(附則)

1、この確認書は、協定書締結日(令和3年12月1日)から実施する。

この確認書は各自1通を「災害時における相互協力に関する協定書」と共に保有する。

【別表1】

連絡責任者通知書

「災害時における相互協力に関する協定書」第7条に基づき、連絡責任者（正）および（副）を下記のとおりとする。（令和3年12月1日現在）

●全体統制連絡責任者

【塩尻市】

責任者	連絡電話番号
(正) 塩尻市役所総務部 危機管理課 課長	(昼間帯) TEL 0263-52-0607 E-Mail bosai@city.shiojiri.lg.jp (土休日夜間) TEL 090-3006-2999
(副) 塩尻市役所総務部 危機管理課 危機管理係 係長	(昼間帯) TEL 0263-52-0607 E-Mail bosai@city.shiojiri.lg.jp (土休日夜間) TEL 080-1302-3218

【東日本電信電話株式会社】

責任者	連絡電話番号
(正) 株式会社NTT東日本-関信越 設備部 サービス運営部門 長野災害対策室 室長	(昼間帯・土休日夜間) TEL 090-4379-9867 E-Mail naganosaitai-gm@east.ntt.co.jp
(副) 株式会社NTT東日本-関信越 長野支店 設備部 エリアコーディネータ担当 課長	(昼間帯) 026-225-4310 (土休日夜間) 090-1423-1504

●倒木関連連絡責任者

【塩尻市】

責任者	連絡電話番号
道路	
(正) 塩尻市役所建設事業部 建設課 課長	(昼間帯・土休日夜間) TEL 0263-52-0280 (内線1250)
(副) 塩尻市役所建設事業部 建設課 維持係 係長	(昼間帯・土休日夜間) TEL 0263-52-0280 (内線1257)
道路以外	
(正) 塩尻市役所産業振興事業部 農林課 課長	(昼間帯・土休日夜間) TEL 0263-52-0280 (内線1260)
(副) 塩尻市役所産業振興事業部 農林課 林業振興係 係長	(昼間帯・土休日夜間) TEL 0263-52-0280 (内線1286)

【東日本電信電話株式会社】

責任者	連絡電話番号
塩尻市（奈良井、木曾平沢、贄川 地域を除く）	
(正) TOSYS 長野通信システム事業部 メンテナンス事業部門 松本サービスセンタ 所長	(昼間帯) 0263-88-9215 (土休日夜間) 090-4815-0332
(副) 株式会社NTT東日本-関信越 長野支店 設備部 渉外担当（松本） 担当課長	(昼間帯) 0263-24-1919 (土休日夜間) 090-4023-5918
奈良井地域、木曾平沢地域、贄川地域	
(正) TOSYS 長野通信システム事業部 メンテナンス事業部門 木曾サービスセンタ 所長	(昼間帯) 0264-24-2121 (土休日夜間) 080-8736-2126
(副) 株式会社NTT東日本-関信越 長野支店 設備部 渉外担当（松本） 担当課長	(昼間帯) 0263-24-1919 (土休日夜間) 090-4023-5918

●道路啓開関連連絡責任者

【塩尻市】

責任者氏名	連絡電話番号
(正) 塩尻市役所建設事業部 建設課 課長	(昼間帯・土休日夜間) TEL 0263-52-0280 (内線1250)
(副) 塩尻市役所建設事業部 建設課 維持係 係長	(昼間帯・土休日夜間) TEL 0263-52-0280 (内線1257)

【東日本電信電話株式会社】

責任者	連絡電話番号
塩尻市（奈良井、木曾平沢、贄川 地域を除く）	
(正) TOSYS 長野通信システム事業部 メンテナンス事業部門 松本サービスセンタ 所長	(昼間帯) 0263-88-9215 (土休日夜間) 090-4815-0332
(副) 株式会社NTT東日本-関信越 長野支店 設備部 渉外担当（松本） 担当課長	(昼間帯) 0263-24-1919 (土休日夜間) 090-4023-5918
奈良井地域、木曾平沢地域、贄川地域	
(正) TOSYS 長野通信システム事業部 メンテナンス事業部門 木曾サービスセンタ 所長	(昼間帯) 0264-24-2121 (土休日夜間) 080-8736-2126
(副) 株式会社NTT東日本-関信越 長野支店 設備部 渉外担当（松本） 担当課長	(昼間帯) 0263-24-1919 (土休日夜間) 090-4023-5918

【別表 2】

「災害時における相互協力に関する協定書」第3条に基づき、被災地域の復旧又は救援活動に必要な情報としては以下を共有することとする。

情報等	情報提供元
除雪ルート	塩尻市
塩尻市保有ケーブルルート	塩尻市
NTT東局舎情報（住所）	東日本電信電話株式会社
NTT東重要回線ルート図	東日本電信電話株式会社

資料 82 災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定書(しおじりコミュニティ放送株式会社)

災害時におけるコミュニティエフエム放送に関する協定書

塩尻市（以下「甲」という。）としおじりコミュニティ放送株式会社（以下「乙」という。）とは塩尻市内において地震、風水害若しくは市民に影響を与える緊急事態が発生した場合、又は発生するおそれがあるとき、市民に情報を円滑に伝達するため、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法という。）第57条に基づき、甲が市民に迅速に情報提供を行うことに関して必要な事項を定め、甲が乙に放送を行うことを求めるときの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- 2 「災害情報放送」とは、前条の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めるとき、乙の行う放送に可能な限り優先して行う臨時放送のことをいう。
- 3 「緊急割込み放送」とは、前条の目的を達成するため、甲と乙の事務所に設置されている緊急割込み放送設備を利用し、甲の要請に基づき乙又は甲が緊急割込み信号を発して、放送中の番組に割り込んで行う放送のことをいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、災害情報放送及び緊急割込み放送の要請は、乙に対して次の事項を明らかにして文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するにいとまがないときは、電話又はその他の方法により要請し、その後、速やかに文書により処理するものとする。

（放送の実施）

第4条 乙は、甲から災害情報放送の要請を受けた事項に関して、放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度自主的に決定し、放送するものとする。

（災害情報の提供）

- 第5条 甲は、乙が求める災害の規模、被害の状況、復旧見通しなど災害に関する情報を速やかに提供するものとする。
- 2 乙は、甲から緊急割込み放送の要請を受けたときは、事前に協議し定めた運用マニュアルに従い、放送するものとする。

（連絡責任者）

第6条 第3条に掲げる放送要請の円滑な実施を図るため、甲にあっては危機管理課長、乙にあつ

ては放送局長を連絡責任者とする。

2 連絡責任者の変更があった場合には、その都度相互に連絡するものとする。

(費用の負担)

第7条 乙は、災害情報放送に要する費用を甲に請求しない。ただし、放送時間が長期間に及ぶ場合は、別途協議するものとする。

2 緊急割込み放送に対する費用・損失については、別に定めることとする。

(臨時災害放送局)

第8条 甲は、大規模な災害が発生し、臨時災害放送局の設置を必要とするときは、乙に対して臨時災害放送局の開設・運営に関して協力を要請することができる。

2 乙は、甲の開設要請を受けたときは、速やかに開設に向け着手する。

3 開設に要した費用は、甲乙協議して決めるものとする。

(有効期間及び運用開始)

第9条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに甲又は乙のいずれからも書面による異議の申し出がない場合は、この協定を有効期間満了後1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

2 運用開始日は、令和4年4月1日とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和4年1月27日

甲 塩尻市大門七番町3番3号
塩尻市長 小口 利幸

乙 塩尻市大門三番町1番1号
しおじりコミュニティ放送株式会社
代表取締役 中村 修

◎救助・救急・医療関係

資料 83 病院及び診療所

(1) 救急告示医療機関(県防災計画、塩尻市内抜粋)

病院 診療所の別	名称及び所在地	開設者	電話番号
病院	医療法人元山会中村病院 塩尻市大字広丘高出 1614-2	医療法人	52-3321
病院	塩尻病院 塩尻市大門 6-4-36	医療法人	52-0145
病院	桔梗ヶ原病院 塩尻市宗賀 1295	医療法人	54-0012

(2) 災害拠点病院(県防災計画松本医療圏・木曽医療圏抜粋)

区分	病院名及び所在地	開設者	病床数	電話番号
地域災害拠点病院	信州大学医学部附属病院 松本市旭 3-1-1	国立大学法人	717	0263-35-4600
地域災害拠点病院	長野県立木曽病院 木曽町福島 6613-4	長野県立 病院機構	259	0264-22-2703
地域災害拠点病院 基幹災害拠点病院	長野赤十字病院 長野市若里 5-22-1	日赤県支部	680	026-226-4131

(3) 病院及び診療所

No.	医療機関名	所在地	診療科目	電話	F A X
1	赤羽医院	広丘原新田 335	内、精、小、皮、心内	54-4864	53-3761
2	荒井内科小児科医院	広丘吉田 1222-5	小、内、ア	58-3646	58-3646
3	飯沼クリニック	広丘野村 892-25	内、消、皮	54-3373	54-3373
4	今井医院	広丘吉田 3003	脳、外、内	58-1165	58-1167
5	上條医院耳鼻咽喉科	大門泉町 8-17	耳	52-8722	52-8740
6	小口内科医院	大門 868-217	内(夜間診療のみ)	51-0233	51-0233
7	桔梗ヶ原病院	宗賀 1295	内、外、小、耳、整、眼、 リハ、神内、消化器外科、 循環器内科、婦、精	54-0012	52-9315
8	広仁堂医院	広丘野村 1693-3	内、循環器内科、糖尿病 内科	52-1520	54-2330
9	こしはら内科クリニック	広丘吉田 551-5	内、神内	86-5480	86-5481
10	こまくさ 野村クリニック	広丘野村 2146	消、内、外	51-1121	51-1123

No.	医療機関名	所在地	診療科目	電話	F A X
11	しいな医院	大門桔梗町 14-16	耳、内、循環器内科	51-2933	51-2880
12	塩尻協立病院	棧敷 437	内、小、リハ、人工透析内 科、循環器内科	53-5353	53-5388
13	塩尻市国民健康保険 檜川診療所 (R3.4.1から休止)	木曾平沢 1475	内、外	(0264) 34-3500	(0264) 34-3590
14	塩尻病院	大門六番町 4-36	内、外、整、皮、リハ、胃 腸内科	52-0145	52-1232
15	しおはら小児科・皮膚 科クリニック	広丘郷原 1762-321	皮、小	88-5265	88-5264
16	清水外科胃腸科医院	広丘吉田 294-2	外、整、皮、消化器内科、 肛門外科、乳腺外科	58-2474	57-5796
17	象先堂田村眼科医院	大門五番町 6-19	眼	52-2229	52-3981
18	たなべ泌尿器科クリ ニック	広丘野村 2152	泌尿器科、腎臓内科	88-8181	88-8182
19	種山医院	大門五番町 6-28	リハ、皮、整、内、麻	53-1010	52-1363
20	田村内科医院	大門二番町 3-17	内、小	52-0366	52-8034
20	中村病院	広丘高出 1614-2	内、小、外、リハ、消化器 外科、循環器内科、神内	52-3321	52-9556
21	中山外科内科	大門八番町 10-3	外、内	53-1016	53-1016
22	奈良井医院	洗馬 2588-6	内、外、整、消	52-0695	52-1586
23	ひろおか上條クリニ ック	広丘原新田 11-34	内、外、整、消化器内科、 肝臓内科、血液内科	52-3372	52-3910
24	ひろおかさくらレディー スウィメンズクリニック	広丘吉田 3191	産、婦	85-0013	85-0016
25	ふるや内科クリニック	大門四番町 7-14	内、呼吸器内科	52-0700	87-2281
26	穂苅整形外科リウマ チクリニック	広丘野村 2054-6	整、リウ、リハ、訪問リハ	51-0333	51-0730
27	松本歯科大学病院	広丘郷原 1780	内、小、眼、耳、消化器内 科	51-2300	51-2345
28	まつだアイクリニック	大門七番町 11-11	眼	52-0520	54-5571
29	緑ヶ丘青木医院	広丘郷原 1764	内、外、整、胃、リハ、麻	52-3777	52-3911
30	もみの木こども クリニック	広丘原新田 96-5	小	51-0753	51-0500

No.	医療機関名	所在地	診療科目	電話	F A X
31	百瀬医院	大 門 七 番 町 14-16	内、皮、循環器内科、呼吸器内科、消化器内科	52-0286	51-1334
32	柳沢内科クリニック	広丘吉田 3051	内、胃、小	59-7511	59-7512
33	横山内科医院	大門三番町 3-15	内、形、皮、糖尿病内科、美容皮膚科	52-3181	52-3228
34	耳鼻咽喉科 吉江医院	大門三番町 2-10	耳	52-0978	52-9719
35	吉田原耳鼻咽喉科	広丘吉田 3029	耳	85-0711	85-0511

診療科

内－内科	心内－心療内科	呼－呼吸器科	消－消化器科	ア－アレルギー
胃－胃腸科	循－循環器科	リウ－リウマチ科	小－小児科	外－外科
形－形成外科	整－整形外科	脳－脳神経外科	皮－皮膚科	レ－レントゲン
肛－肛門科	産婦－産婦人科	眼－眼科	ペ－ペインクリニック	
耳－耳鼻咽喉科	リハ－リハビリテーション科		精－精神科	婦－婦人科
神内－神経内科	麻－麻酔科	産－産科	放－放射線科	

◎避難収容関係

資料 88 指定避難所・指定緊急避難場所一覧

(1) 大門地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			塩尻トレーニングプラザ	大門一番町 1-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S63	鉄筋C	1,500	500
			大門二番町公民館	大門二番町 6-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S62	鉄骨	200	67
			大門三番町・四番町介護予防交流施設	大門三番町 12-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H27	鉄骨	231	77
			大門保育園 遊戯室	大門四番 7-13	H20 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	●	S54	鉄筋C	182	61
			大門保育園 園庭	大門四番 7-13		指定緊急避難場所		●	●	●			700	58
			塩尻西小学校 体育館	大門五番町 4-55		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H15	鉄骨	1,000	333
●	●		塩尻西小学校 校庭	大門五番町 4-55		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,900	1980
			大門児童館	大門五番町 4-21		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H18	重鉄	456	152
		●	大門地区センター(大門公民館)	大門六番町 3-10		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H28	鉄骨	660	220
			市立体育館	大門六番町 5-2	H19 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S42	S+SRC	2,602	867
			市立体育館 駐車場	大門六番町 5-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			7,000	1400
			レザンホール	大門七番町 4-8		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H8	鉄筋C	7,000	2333
			大門原公園	大門並木町 400-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,504	209
			原中央公園	大門幸町 600		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,104	259
			栈敷原児童公園	大門泉町 400		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,546	212
			信毎販売センターふれあいネット 中南信支社	大門泉町 7-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	鉄骨	210	70
			信毎販売センターふれあいネット 塩尻営業所	大門泉町 13-5		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H7	鉄骨	166	55
			大門七区第一公民館	大門桔梗ヶ原 76-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H4	鉄骨	200	67
			大門七区第二公民館	大門桔梗町 13-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H2	鉄骨	400	133

			塩尻駅西公園	大門桔梗ヶ原 1-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,851	238
			大門北公園	大門桔梗ヶ原 2-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,841	320
			ききょう公園	大門桔梗ヶ原 113-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,910	326
			工業会館	大門 1010-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S60	鉄筋C	500	167
			大門田川町公民館	大門田川町 150-258		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S61	木造	200	67
			グレイスフル塩尻	大門八番町 9-10		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●			305	102

(2) 塩尻東地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			東山グラウンド	旧塩尻 872-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			7,000	1400
			東山公民館	旧塩尻 869-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄骨	264	88
			東山体育館	旧塩尻 869-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄骨	690	230
			柿沢区総合グラウンド	柿沢 484-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,000	1800
			柿沢公民館	柿沢 529		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H13	鉄骨	500	167
			金井公民館	金井 90		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S62	鉄骨	280	93
			金井区ふれあい広場	金井 90		指定緊急避難場所	●	●	●	●			800	67
			みどり湖花公園	金井ほか		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			松原区公園	上西条 127-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			上西条公民館	上西条 661-17	H21 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S55	木造	328	109
			上西条防災広場	上西条 495-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			408	34
			上西条若宮グラウンド	上西条 876		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,200	240
			中西条構造改善センター	中西条 37		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H3	木造	270	90

			塩尻中学校 体育館	大小屋 61		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H4	鉄筋C	1,200	400
●	●		塩尻中学校 校庭	大小屋 61		指定緊急避難場所	● ● ● ●			14,400	2880
			堀ノ内公民館	堀ノ内 98-5		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H28	鉄骨	261	87
			長畝公民館	長畝 68-2		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H18	木+鉄骨	206	69
			長畝農業構造改善センター	長畝 69-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H4		62	21
			みずほ保育園 園庭	長畝 260		指定緊急避難場所	● ● ● ●			1,000	83
			みずほ保育園 遊戯室	長畝 260		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●			108	36
			栈敷介護予防交流施設	栈敷 324		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H26	鉄骨	64	21
			塩尻東小学校 体育館	塩尻町 427		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	S61	鉄筋C	800	267
			塩尻東小学校 校庭	塩尻町 427		指定緊急避難場所	● ● ● ●			8,500	1700
		●	塩尻東支所	塩尻町 648-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H17	鉄骨	725	242
	●		小坂田公園 多目的グラウンド	塩尻町 1080		指定緊急避難場所	● ● ● ●			9,600	1920
		●	武居博明宅	塩尻町 53		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●		木造	112	37
		●	ふれあいセンター東部	峰原 173-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H30 改修	鉄骨	700	233
			峰原公民館	峰原 173-2		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H13	木造	140	47
		●	塩尻東保育園 遊戯室	峰原 173-1		指定避難所 指定緊急避難場所	● ● ● ●	H13	重鉄	130	43
			塩尻東保育園 園庭	峰原 173-1		指定緊急避難場所	● ● ● ●			1,600	133

(3) 片丘地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類			建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震				
●	●		片丘小学校 校庭	片丘 5366		指定緊急避難場所	●		● ●			7,600	1520

			片丘農業者トレーニングセンター(片丘小学校 体育館)	片丘 5378-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●		鉄筋C	1,100	367
			片丘農村広場	片丘 5073		指定緊急避難場所	●	●	●			10,000	2000
		●	片丘支所(多目的研修センター)	片丘 4758-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S57	鉄骨	700	233
			長野県総合教育センター 講堂	片丘 6342-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H8	鉄筋C	1250	417
			長野県総合教育センター グラウンド	片丘 6342-4		指定緊急避難場所	●	●	●			3900	780
			大宮八幡境内 公園	片丘 6890-1		指定緊急避難場所	●	●	●			4,000	333
			片丘保育園 遊戯室	片丘 4933	H21 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●		鉄筋C	135	45
			片丘保育園 園庭	片丘 4933		指定緊急避難場所	●	●	●			870	73
			南内田コミュニティーセンター	片丘 4753-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H12	木造	300	100
			北熊井区公民館	片丘 8783-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H18	鉄骨	343	114
			南熊井中挟集落センター	片丘 10345-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S57	木造	276	92
			中挟公会所	片丘 11197		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S60	木造	100	33
			内田原公園	片丘 5010-129		指定緊急避難場所	●	●	●			1,690	141
			内田原公民館	片丘 5010-131		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H10	木造	130	43

(4) 広丘地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積(m ²)	収容予定人員(人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			広丘小学校 体育館	広丘原新田 116		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H22	鉄筋C	1,050	350
●	●		広丘小学校 校庭	広丘原新田 116		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,800	1960
			広丘西保育園 遊戯室	広丘原新田 279-5		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H8	鉄筋C	110	37

		広丘西保育園 園庭	広丘原新田 279-5		指定緊急避難場所	●	●	●	●			500	42
		広丘児童館	広丘原新田 291-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	R元	鉄骨	252	84
		原新田公民館	広丘原新田 244		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄骨	600	200
		塩尻北部公園	広丘原新田 303-32		指定緊急避難場所	●	●	●	●			14,445	3583
		広丘短歌公園	広丘原新田 564-41		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,443	204
		広丘体育館	広丘原新田 291-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H26 改修	鉄筋C	724	241
		堅石原東公園	広丘堅石 250-9		指定緊急避難場所	●	●	●	●			700	58
		堅石グラウンド	広丘堅石 50-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			5,000	1000
		堅石区民センター	広丘堅石 599-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H8	鉄筋C	600	200
		広陵中学校 体育館	広丘堅石 457-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H1	鉄筋C	1,200	400
		広陵中学校 校庭	広丘堅石 457-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			13,000	2600
		堅石公民館	広丘堅石 1268-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H28	鉄骨	199	66
		松本歯科大学 野球場	広丘郷原 1780		指定緊急避難場所	●	●	●	●			8,000	1600
		松本歯科大学 陸上競技場	広丘郷原 1780		指定緊急避難場所	●	●	●	●			17,000	3400
		塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ) メインアリーナ	広丘郷原 1657-2	令和3年 4月供用 開始	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	R2	鉄筋C 鉄骨	1,536	512
		塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ) サブアリーナ	広丘郷原 1657-2	令和3年 4月供用 開始	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	R2	鉄筋C 鉄骨	754	251
		広丘南保育園 遊戯室	広丘郷原 1245-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H6	鉄筋C	88	29
		広丘南保育園 園庭	広丘郷原 1245-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			600	50
		郷原区民会館	広丘郷原 1085		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H7	鉄筋C	600	200
		丘中学校 体育館	広丘野村 1302		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	鉄筋C	1,000	333
		丘中学校 校庭	広丘野村 1302		指定緊急避難場所	●	●	●	●			20,000	4000
		野村公民館	広丘野村 1788-357		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S59	鉄骨	800	267

			野村第二公民館	広丘野村 836-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H18	木造	180	60
			野村区運動公園 大 運動場	広丘野村 1788-80		指定緊急避難場所	●	●	●	●			12,000	2400
			野村区運動公園 小 運動場			指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,400	280
			広丘野村保育園 遊 戯室	広丘野村 1788-80		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H22	鉄骨	150	50
			広丘野村保育園 園 庭	広丘野村 1788-80		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,600	133
			角前運動公園	広丘野村 1899-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,148	179
		●	老人福祉センターの むら	広丘野村 1788-364		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S59	鉄骨	490	163
		●	広丘支所（北部交流セ ンター）	広丘野村 2069-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H30	木+鉄 骨	1806	602

(5) 高出地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定 人員 (人)
							洪水	崖崩れ、 土石流及び 地滑り	地震	大規模な 火事				
		●	高出地区センター（高 出公民館）	広丘高出 1819-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H22	鉄筋C	150	50
			高出区民体育館	広丘高出 1819-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58		200	67
			高出保育園 遊戯室	広丘高出 1949-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H20	重鉄	124	41
			高出保育園 園庭	広丘高出 1949-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1126	94
			中央スポーツ公園 な かよし広場	広丘高出 1486-194		指定緊急避難場所	●	●	●	●			4,000	800
			中央スポーツ公園 な かよし広場西駐車場	広丘高出 1486-195		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,000	1800
●	●		中央スポーツ公園 グ ラウンド	広丘高出 1486-194		指定緊急避難場所	●	●	●	●			10,000	2000
			中央スポーツ公園 テ ニスコート	広丘高出 1486-194		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,000	400
			桔梗小学校 体育館	広丘高出 1486-193		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S63	鉄骨	800	267

			桔梗小学校 校庭	広丘高出 1486-193		指定緊急避難場所	●	●	●	●			10,200	2040
			市営野球場	広丘高出 1818-3		指定緊急避難場所	●	●	●	●			20,000	4000
			塩尻志学館高校 大体育館	広丘高出 4-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H14	鉄骨	1,300	433
			塩尻志学館高校 小体育館	広丘高出 4-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H2	鉄筋C	800	267
			塩尻志学館高校 校庭	広丘高出 4-4		指定緊急避難場所	●	●	●	●			20,000	4000
			東京都市大学塩尻高等学校 校庭	広丘高出 2081		指定緊急避難場所	●	●	●	●			16,000	3200
			高出第二公民館	広丘高出 2114-8		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H2	木造	400	133
			日の出保育園 遊戯室	広丘高出 2073-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H10	重鉄	137	46
			日の出保育園 園庭	広丘高出 2073-5		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			塩尻児童館	広丘高出 2073-5		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H10	重鉄	552	184
		●	ふれあいセンター広丘	広丘堅石 2150-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H27	鉄骨	300	100

(6) 吉田地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			吉田小学校 体育館	広丘吉田 1097		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S57	鉄筋C	820	273
●	●		吉田小学校 校庭	広丘吉田 1097		指定緊急避難場所		●	●	●			9,600	1920
			吉田東公民館	広丘吉田 1157-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H6	鉄骨	600	200
		●	吉田支所 (吉田地区センター)	広丘吉田 2901-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H12	鉄筋C	1,000	333
			吉田児童館	広丘吉田 1568-3		指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	●	H12	重鉄	289	96
			吉田ひまわり保育園 遊戯室	広丘吉田 1150-6		指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	●	H18	重鉄	104	35

		吉田ひまわり保育園 園庭	広丘吉田 1150-6		指定緊急避難場所	●	●	●			703	59	
	●	田川の郷	広丘吉田 2219-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H8		700	233	
		ながうね公園	広丘吉田 1156		指定緊急避難場所	●	●	●	●		2,101	175	
		信毎販売センターふれ あいネット 村井広丘 営業所	広丘吉田 1150-11		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H8	鉄骨	88	29	
		田川高校 大体育館	広丘吉田 2645		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S58	鉄筋C	2,000	667	
		田川高校 小体育館	広丘吉田 2645		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S59	鉄筋C	1,300	433	
		田川高校 校庭	広丘吉田 2645		指定緊急避難場所	●	●	●			21,400	4280	
		吉田地区どんぐりの森 公園	広丘吉田 1734-1		指定緊急避難場所	●	●	●			3,950	329	
		若宮公園	広丘吉田 10-5		指定緊急避難場所	●	●	●			1,100	92	
		えびの子水苑	広丘吉田 1301		指定緊急避難場所	●	●	●	●		5,000	417	
		吉田原保育園 園庭	広丘吉田 3037		指定緊急避難場所	●	●	●	●		920	77	
		吉田原保育園 遊戯室	広丘吉田 3037		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H27	99	33	
		吉田児童館分館	広丘吉田 3037		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H27	138	46	
		吉田原ふれあい公園	広丘吉田 3342		指定緊急避難場所	●	●	●	●		3,818	318	
		吉田四区コミュニテ ィセンター	広丘吉田 814-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H6	木造	210	70
		浄化センター敷地内	広丘吉田 409-3		指定緊急避難場所	●	●	●			4,400	880	
	●	長者原公園 グラウン ド	広丘吉田 440-3		指定緊急避難場所	●	●	●	●		5,000	1300	
		吉田西防災コミュニテ ィセンター	広丘吉田 440-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H26	鉄骨	458	153
		長者原南公園	広丘吉田 507-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●		2,503	209	
		八幡原公園	広丘吉田 560-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●		2,499	208	

(7) 洗馬地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積(m ²)	収容予定人員(人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			上組グラウンド	洗馬 753		指定緊急避難場所	●	●	●			4,500	900	
			上組生産振興センター	洗馬 752		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S58	木造	300	100	
			元町公民館	洗馬 2187-12		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S57	木造	210	70	
			洗馬小学校 体育館	洗馬 2524		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S56	鉄骨	800	267	
●	●		洗馬小学校 校庭	洗馬 2524		指定緊急避難場所	●	●	●			13,000	2600	
		●	洗馬支所(洗馬農村環境改善センター)	洗馬 2550-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H2	鉄筋C	1,000	333	
			芦ノ田転作促進研修センター	洗馬 2493-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S59	木造	370	123	
			妙義保育園 遊戯室	洗馬 2535-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H4	鉄筋C	125	42	
			妙義保育園 園庭	洗馬 2535-1		指定緊急避難場所	●	●	●			720	60	
			洗馬児童館	洗馬 2713-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H20	重鉄	437	146	
		●	ふれあいセンター洗馬	洗馬 2713-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H20	重鉄	734	245	
			太田集会所	洗馬 656		指定避難所 指定緊急避難場所		●	●	H24	木造	58	19	
			太田公民館	洗馬 361		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H28 改修	木造	372	124	
			太田運動場	洗馬 1331		指定緊急避難場所		●	●			1,500	300	
			岩垂グラウンド	洗馬 9168-1		指定緊急避難場所	●	●	●			6,000	1200	
			岩垂公民館	洗馬 5722-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H8	鉄筋C	690	230	
			下小曾部グラウンド	洗馬 5315		指定緊急避難場所	●	●	●			8,100	1620	
			下小曾部集落センター	洗馬 5131-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S59	鉄骨	460	153	

			旧小曾部保育園 園庭	洗馬 3703-4		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,000	167
			上小曾部農村広場	洗馬 3852-1		指定緊急避難場所	●		●	●			2,500	208
			上小曾部転作促進センター	洗馬 3857-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S57	鉄骨	300	100

(8) 宗賀地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			桔梗ヶ原公民館	宗賀 71-591	H23 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S56	鉄骨	549	183
			市営総合運動場 グラウンド	宗賀 73-236		指定緊急避難場所	●	●	●	●			16,000	3200
			市営総合運動場 ゲートボール場	宗賀 73-236		指定緊急避難場所	●	●	●	●			3,000	600
		●	すがのの郷	宗賀 1298-514		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H6	鉄骨	700	233
			昭和電工 グラウンド	宗賀 545		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,700	1940
			平出遺跡公園	宗賀 362		指定緊急避難場所	●	●	●	●			2,800	233
			平出公民館	宗賀 600-1	H23 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S55	鉄骨	371	124
			塩尻西部中学校 体育館	宗賀 1461-2		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H11	鉄筋C	1,000	333
●	●		塩尻西部中学校 校庭	宗賀 1461-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			13,000	2600
			長野県野菜花き試験場 駐車場	宗賀 1066-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			5,000	1000
			床尾構造改善センター	宗賀 2041		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S60	鉄骨	350	117
			床尾運動場	宗賀 2097-1		指定緊急避難場所	●		●	●			1,500	300
			宗賀小学校 体育館	宗賀 2646		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S60	鉄骨	800	267
	●		宗賀小学校 校庭	宗賀 2646		指定緊急避難場所	●	●	●	●			9,300	1860

		宗賀農林漁業体験実習館（洗馬公民館）	宗賀 2746-3		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S61	鉄骨	440	147
		宗賀支所（林業センター）	宗賀 2658-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	鉄骨	700	233
		宗賀中央保育園 遊戯室	宗賀 2411-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H15	重鉄	118	39
		宗賀中央保育園 園庭	宗賀 2411-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			900	75
		牧野公民館	宗賀 3847-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S59	木造	340	113
		本山区ゲートボール場 広場	宗賀 5011-14		指定緊急避難場所	●	●	●	●			900	180
		本山介護予防交流施設	宗賀 4992		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H26	鉄骨	94	31
		日出塩桜の丘公園	宗賀 5784-1		指定緊急避難場所	●		●	●			7,000	583
		日出塩公民館	宗賀 6143-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S58	木造	281	94

(9) 北小野地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			古町区遊園地	北小野 2673-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,000	83
			両小野中学校 体育館	北小野 13389	H18 耐震改修	指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S50	鉄筋C	600	200
●	●		両小野中学校 校庭	北小野 13389		指定緊急避難場所	●		●	●			6,700	1340
			北小野保育園 遊戯室	北小野 2894-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S60	鉄筋C	93	31
			北小野保育園 園庭	北小野 2894-1		指定緊急避難場所	●		●	●			740	62
			宮前公民館（北小野転作促進センター）	北小野 155-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	S57	鉄骨	370	123
		●	北小野支所（北小野地区センター）	北小野 48		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H10	鉄筋C	1,200	400
			上田公民館	北小野 779-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S56	鉄骨	400	133

			いこいの森公園	北小野 4668		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,500	125
			勝弦グラウンド	北小野 4230-1		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,600	320
			勝弦公民館	北小野 4508-1		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H13	木造	400	133
			勝弦小グラウンド	北小野 4508-2		指定緊急避難場所	●	●	●	●			500	100

(10) 檜川地区

広域避難地	炊出予定場所	福祉避難所	避難場所名	所在地	備考	種別	対象とする異常な現象の種類				建築年度	構造	面積 (㎡)	収容予定人員 (人)
							洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	地震	大規模な火事				
			信州リハビリテーション専門学校 アリーナ	贄川 1216		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H8	鉄筋C	922	307
			信州リハビリテーション専門学校 校庭	贄川 1216		指定緊急避難場所	●		●	●			3,676	735
			贄川北部多目的集会所	贄川 640-4		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	S61	木造	228	76
			桃岡コミュニティー消防センター	贄川 2246		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H3	木造	238	79
			檜川運動場	贄川 2096		指定緊急避難場所	●		●	●			24,371	4874
			木曾くらしの工芸館	木曾平沢 2272-7		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H5	木造	522	174
			木曾くらしの工芸館 駐車場	木曾平沢 2272-7		指定緊急避難場所	●	●	●	●			4,800	960
			平沢旭町コミュニティー消防センター	木曾平沢 2433-9		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H5	木造	151	50
			檜川屋内運動場	木曾平沢 1451-138		指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	●	H8	鉄骨	1,377	459
		●	檜川支所	木曾平沢 1451-138		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H11	木造	970	323
			檜川保育園 遊戯室	木曾平沢 1490		指定避難所 指定緊急避難場所	●		●	●	H23	木造	91	30
			檜川保育園 園庭	木曾平沢 1490		指定緊急避難場所	●	●	●	●			1,280	107
●	●		木曾檜川小学校 校庭	木曾平沢 1451-138		指定緊急避難場所	●		●	●			8,785	1757

		木曾檜川小学校 体育館	木曾平沢 1451-138	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H4	鉄骨	937	312
		うるしの里広場	木曾平沢 2324-150	指定緊急避難場所	●	●	●			9,950	829
		うるしの里展望広場	木曾平沢 2206-2	指定緊急避難場所	●	●	●			400	33
		檜川中学校 校庭	奈良井 1037-3	指定緊急避難場所	●	●	●			10,861	2172
		檜川中学校 体育館	奈良井 1037-3	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	S63	鉄筋C	937	312
		奈良井公民館	奈良井 342-7	指定避難所 指定緊急避難場所	●	●	●	H22	鉄骨平屋	316	105
		水辺のふるさとふれあい広場	奈良井 790-1	指定緊急避難場所		●	●			4700	392

(注) 1 指定緊急避難場所と指定避難所

平成26年の災害対策基本法の一部改正により、明確な区分がされていなかった避難地及び避難施設が「指定緊急避難場所」「指定避難所」に区分されることとなりました。

指定緊急避難場所は災害の種類毎に指定をすることとなっています。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができます。

2 収容予定人員

収容予定人員は避難場所の面積より次のとおり算定しました。収容予定人員はあくまで目安です。

指定避難所 建物面積に対して、避難者1人あたり3平方メートル程度

指定緊急避難場所

公園・園庭など：敷地面積の半分に対して、避難者1人あたり6平方メートル程度（遊具等の設置を考慮）

グラウンドなど：敷地面積に対して、避難者1人あたり5平方メートル程度

3 福祉避難所

障害者、高齢者、乳幼児など特別な配慮を必要とする方々「要配慮者」を優先的に（限定ではありません。）収容、保護する避難所をいいます

◎災害時備蓄関係

資料 89 防災備蓄倉庫一覧

(1) 独立型防災備蓄倉庫

番号	地区	設置場所	設置年度
1	吉 田	吉田小学校	H 1 7
2	広 丘	丘中学校	H 1 7
3	広 丘	塩尻北部公園	H 1 6
4	広 丘	広陵中学校	H 1 7
5	片 丘	片丘小学校	H 1 7
6	高 出	中央スポーツ公園なかよし広場	H 1 7
7	大 門	塩尻西小学校	H 1 7
8	塩尻東	小坂田公園多目的グラウンド	H 1 7
9	塩尻東	塩尻中学校	H 1 7
10	洗 馬	洗馬小学校	H 1 7
11	宗 賀	塩尻西部中学校	H 1 7
12	宗 賀	宗賀小学校	H 1 7
13	北小野	両小野中学校	H 1 7
14	檜 川	檜川公民館贅川分館駐車場	H 1 5
15	檜 川	木曾平沢旭町消防コミュニティーセンター	H 1 7
16	檜 川	市営奈良井宿中町団地敷地内	H 1 6

(2) 施設併設型防災備蓄倉庫

番号	地区	設置場所	設置年度
1	吉 田	吉田西防災コミュニティーセンター	H 2 6
2	広 丘	広丘小学校体育館	H 2 3
3	大 門	市民交流センター(えんぱーく)	H 2 2
4	広 丘	塩尻市総合体育館 (ユメックスアリーナ)	R 3

資料 90 主要備蓄品一覧

塩尻市防災備蓄倉庫 備蓄品

令和4年2月現在

名 称	単位	配置年度	合 計
食料 (アルファ米 五目御飯・わかめごはん)	食	H 2 4 ~	17,800
食料 (保存用 ビスケット)	箱	H 2 8	25
水 (ペットボトル 2ℓ)	本	H 2 4 ~	1080
水 (ペットボトル 500ml)	本	H 2 9 ~	1416
簡単トイレ 組織用セット 200回分	式	H 1 7 ~	267
ワンタッチトイレ	式	H 1 8 ~	128
ワンタッチテント	式	H 1 8 ~	132
ポータブルトイレ	個	H 1 8 ~	16
紙おむつ (新生児用)	枚	H 2 8 ~	5,256
生理用 ナプキン (昼用・夜用)	枚	H 3 0	7,390
トイレットペーパー (18ロール×6個)	袋	H 1 8 ~	183
毛布	枚	H 1 7 ~	4,740
プライベートルーム	個	H 2 8 ~	38
ワンタッチパーテーション	式	H 1 9 ~	222
アルミロールマット	枚	H 2 3 ~	3,202
ストーブ	台	H 2 4 ~	71
ブルーシート	枚	H 2 3 ~	241
アルミ鍋 (直径33cm)	個	R元~	22
アルミケトル (4.5ℓ)	個	R元~	22
カセットコンロ	台	H 2 4 ~	59
ポリタンク	個	H 1 7 ~	60
ホンダ発電機	基	H 1 7 ~	33

塩尻市防災備蓄倉庫 備蓄品 (続き)

名 称	単位	配置年度	合 計
投光機	基	H17～	33
災害用救急箱 50人分	箱	H17～	31
担架 4ツ折	台	H17	38
レスキューキット BOX型	式	H17	44
リヤカー	台	H24	17
燃料携行缶	個	H17～	23
ガソリン (缶詰)	ℓ	R元～	99
スコップ 丸型	本	H18	95
LEDライト	本	H28	33
ラップポントレッカー2	式	H23	2
ラップポントレッカー2 消耗品Bタイプ	式	H23	2
車椅子対応型トイレ	式	H19	1
マンホール対応型トイレ (洋式)	台	H22	23
マンホール対応型トイレ (和式)	台	H22	3
ストライカー コンクリート破砕用具	式	H17	3
ハンドパワーマルチホルマトロ3121 特殊アルミ収納ケース付	式	H17	3
リフトバック災害用セット 災害救助用セット3321	式	H17	3
チェーンソー シングソウ	台	H17	4
炊き出し用カマド (まかないくん30型)	台	H26	2
土嚢袋	枚	H18	1,500
軍手	双	H18	256
トラロープ	m	H18	700
スコップケンスコ	本	H17	55

◎給水関係

資料 91 緊急給水機材等

緊急給水機材等

(1) 給水タンク等

管理	種別	車載用給水タンク		造水機	その他
		容量	数量	数量	
塩尻市役所上水道課		2,000 <small>リットル</small>	1 基		給水用ポリタンク 非常用飲料水袋
		1,000 <small>リットル</small>	1 基		
塩尻市危機管理課				2 台	

(2) 給水車両

管理	種別	タンク容量	台数
		5,000 <small>リットル</small>	2 台
塩尻市役所上水道課		2 t	1 台
		3 t	1 台

◎その他

資料 96 危険箇所等総括表

危険箇所等総括表

区分		箇所数	
地すべり危険箇所（農政部）		1	
地すべり危険箇所（建設部）		6	
山地災害危険地	地すべり危険地区（林務部）	1	
	山腹崩壊危険地区	68	
	崩壊土砂流出危険地区	110	
民有林林道における災害発生危険箇所		8	
なだれ危険箇所（林務部）		0	
雪崩危険箇所（建設部）		0	
土砂崩壊危険箇所（農政部）		11	
急傾斜地崩壊危険箇所	I	56	258
	II	78	
	III	124	
土石流危険溪流	I	84	134
	II	9	
	III	41	
砂防指定地		28	
重要水防区域		24	
建築基準法による災害危険区域		0	

※Ⅰ 保全人家5戸以上である（5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設がある）

※Ⅱ 保全人家1～4戸ある

※Ⅲ 人家はないが、将来人家等の立地が予想される

資料 105 土石流危険溪流

(1) 土石流危険溪流数

区分	箇所
土石流危険溪流Ⅰ	84
土石流危険溪流Ⅱ	9
土石流危険溪流Ⅲ	41